警察監獄学会雑誌　第2巻 第9号　矯正図書館

（遞信省認可）

# 警察監獄學會雜誌

版權所有

第二卷　第九號

目錄

●論說
○巡査採用法
　現案外史　黒田　剛稿
○法律解釋論
　法學士　永井久滿次
●統計
○行倒變死人ノ統計
○明治二十四年六月々末全國在監人現在表
●雜錄
○巡査俸給ノ改正　　鵞亭鼈一稿
○監獄衛生案内　　蘇南學生
○行刑ノ公平ヲ保ツ所以　　牛山人
○看守訓授試作
　七、作業ノ督勵ニ關スル心得　　門外漢稿
○德川時代司法警察一斑（承前）
●法令註解
○巡査俸給令
○警察禮式
●批評
（柴田本桂補譯　肺勞傳染豫防論
●雜報
●嗚呼ヒーバツハ氏逝ケリ●警保局長ノ地方巡視●獄事協議會●警保局監獄課長●富山縣典獄ノ地位●岩手縣典獄●地方監獄費●三百万圓●青森縣典獄●ヘーン大尉ノ消息●淺浦前警保局長●懲罰繼續執行ニ就テ●香川縣監獄署ノ鵞窠●共斯病●看守長及看守ノ禮式●監獄官吏ノ在監人ニ對スル答禮●敬禮ノ號令●在監人ノ領置品●假出獄ノ上申書●假出獄停止ノ報告●旅費規則ノ改正●巡査監守ノ任免●辭令書●集治監看守●典獄ノ補充●領金ノ利子●營養物品ト嗜好品●宮崎縣監獄署復タ押丁ナシ●看守ノ俸給●巡査ト看守トノ職務●奉職滿五ケ年以上ノ解釋●一房内ニ二人●假宣告ノ效驗●在監人ノ訴願法●四人ヲ裁判所ヘ召喚●短期囚●典獄ノ席次
●警察監獄彙報
　數十件
●官令
　數件

警察監獄學會發兌

○明治廿四年三月々末全國在監人現在員表

○聖彼得堡監獄改良會創立者ヴォルタールハヴェ（ニングの小傳（前號の續き）

警察監獄学会雑誌　第2巻 第9号

矯正図書館

（毎月一回若クハ二回發行一部定價金六錢）

## ●雑誌購讀者諸君ニ告ク

第一　警察監獄學會雑誌ヲ購讀セント欲セラル丶諸君ハ職業姓名（官衙ニ奉職セラル丶者ハ其衙名官職名）ヲ詳記シ雑誌ノ號數ヲ指定シ一ケ月分ノ前金ヲ添ヘ拙者宛申込アリタシ

第二　雑誌代金ハ一ケ月二冊分前金拾貳錢トス雑誌ハ少クモ一ケ月分ヲ豫約セラルヽニアラザレハ送本セズ

第三　雑誌ノ購讀ヲ廣止セラレントスルトキハ必ズ前以テ其旨通報アルベシ此通報ナキ片ハ假令前金打切ルヽモ雑誌ヲ郵送シ代金申受クベシ

第四　雑誌代金送付ノ手續并延滯ノ塲合ハ左ノ如ク取扱フ可シ

一　代金ハ總テ前金拂トシ一ケ月分取纏メ前月末日ヲ期シ便宜郵便爲換若クハ通運便ヲ以テ主任磯村兌貞ヘ宛テ送付セラルヘシ但郵便爲換ハ東京四谷郵便電信局ヘ振込アルヘシ

二　通運便ヲ以テ送金セラルヽ片ハ別ニ持込賃ヲ添ヘラルヘシ又通運便若クハ郵便爲換不便ノ地ハ五厘郵券一割增ヲ以テ拂込アリタシ

三　雑誌代金ハ便宜ニ依リ數月分取纏メ豫メ送付セラルヽモ妨ケナシ

四　雑誌代金ヲ送付セラルヽモ別ニ領收證ヲ發セス雑誌ノ帶封ヘ（濟）ノ一字ヲ朱印シ代金送付濟ノ證トス若シ領收證ヲ要セラルヽ片ハ其費用ハ別ニ送付セラルヘシ

五　購讀廢止ノ通知ナクシテ其月ニ至ルモ尚ホ其月分ノ代金送付ナク且ツ雑誌ヲ發送シタル片ハ該帶封ヘ（督）ノ一字ヲ朱印シ御送金ヲ促シ若シ次回ノ雑誌發行前ニ於テ拂込ナキ片ハ其姓名ヲ雑誌ニ揭ケ更ニ御送金ヲ促スヘシ但購讀廢止前ニ係ル雑誌延滯金ハ郵稅先拂ヲ以テ請求スヘシ

第五　雑誌購讀者ニシテ一官衙内ニ奉職セラルヽ者ハ可成其間ニ於テ代金取纏擔當者ヲ設ケ購讀者ノ出入ヲ報シ代金ヲ取集メ及ヒ之ヲ送付スルノ勞ヲ取ラレンコトヲ望ム但シ代金取纏擔當者ヲ設ケラレタル片ハ其官職姓名ヲ通知セラレタシ

警察監獄學會
雑誌出版主任　磯村兌貞

矯正図書館


## 警察監獄學會出版廣告

元朝東甌王氏編纂
本朝河合尚久氏和譯

變死傷
檢視必携

# 無寃錄述

完

●四號活字倍訓付洋裝美本紙數百五十頁
●定價一部金二十錢●警察監獄學會雜誌購讀者ハ一部金拾五錢ト以上申込ノ向ハ一部金拾五錢ト
●郡區役所又ハ警部、巡査部長諸君ノ申込ハ書籍着ノ上回金ヲ要ス●其他ノ分ハ部ヲ前金ヲ要ス
●全國無送料トス●郵券代用ニ割增●郵便爲換ノ寃名ハ本會振込ハ東京四谷局トス
但各地方特約販賣所設置ノ箇所ハ必該書林寃其地ノ郵便局ヘ振込ノコト●申込期限ハ十
月十五日限ニシテ申込書駄着次第直ニ送本スヘシ●申込ハ本會但特約販賣所設置ノ旨
其地方新聞紙ヘ廣告シタル箇所ハ必該販賣所ヘ申込アリタシ


警察上重大且繁難ニ渉ルモノハ變死傷檢視ニシテ職ヲ警察ニ奉セラルヽノ士ハ博ク斯道ヲ研究シ一朝有事ノ時ニ於テ萬一ノ誤謬ナカランコトヲ期セラレサル可ラス而シテ輓近此種ノ著書敢テ乏シキニ非スト雖モ如何セン理論高尚ニシテ醫學專門ノ者ト雖モ其講學ニ苦シム所況ヤ其他ニ於テオヤ然ルニ本書ハ學說ヲ以テ根據トセス數百年間ノ實地經驗ニ基キ編纂輯錄シタルモノニシテ其文章ノ平易簡明ナルニ係ハラス實例立論一々學說ニ該當スルノミナラス未タ曾テ學者ノ唱道セサル幾多ノ事例ヲ發見シ得ヘキ珍書ナリ

此書ハ今ヨリ一百餘年前明和年間ノ印行ニシテ幕政時代ニ在ッテハ檢視上唯一ノ書籍ニシテ德川及各諸侯ノ藏書トナリ又ハ檢視ニ從事スル官司ノ間ニ於テ愛玩珍藏シタルモノト雖モ維新後泰西學說ノ輸入ト供ニ其愛ヲ割カレ世上特ニ當局者ノ間ニ於テモ如此有益ノ書籍カ日本ニ現存シッヽアルコトヲ知ラルヽ者殆ト稀ナリト聞ク本會幸ニ一本ヲ藏スルヲ以テ今回五千部限印刷ニ付シ實費ヲ以テ廣ク有志諸君ニ頒タントス欲スル乞フ警察官諸君ハ勿論裁判官醫師等實際檢視ニ關係セラルヽ諸君ハ必ス一本ヲ携ヘ學說ト對照シ宜シク實地應用ノ資ニ供セラレンコトヲ

矯正図書館

# 警察監獄官職員録

近刊

本書ハ上、警視、警部長、典獄諸君ヲ初巡査部長、巡査、看守諸氏等判任官迄以上ノ諸官々等俸給位階勲等任所課掛在派出所及各員原籍府縣名ヲモ聞記スヘキ他ニ其比ヲ見サル完全ノ職員錄ナリ目下蒐材料聚集中ニ付出版ノ上ハ更ニ廣告シ幾カノ實費ヲ以テ普ク諸君ニ至ル迄各一本ヲ携ヘ座シナカラ全國ノ友ニ接シ且萬一ヲ索ルノ資料ニ供セラレンコトヲ乞フ

東京四谷區荒木町廿二番地
警察監獄學會
出版部

明治二十四年九月

# 變死傷檢視必携　無寃錄述目次

●第一章●支體圖面竝に分所名●第一仰面圖竝解●第二合面圖竝解●第二章●檢法●第一檢視官屍に對する位置竝に關係人書取の件●第二屍の所在及被服諸器具等を驗むる件●第三檢視出向の途中貴人無額入等の出會を避るの件●第四死傷の原因疑はしき場合に於て老幼婦女等推問の件●第五檢視官宿泊所注意の件●第六殺傷檢視の場合には第一行兇の器物を檢視すへき件●第七鬪毆致死檢視上證人取調注意の件●第八檢視書類に記載せさる參考事件申告の件●第九關係人取調は鄭重を要するの件●第十檢屍上耳目鼻口内等異物挿入注意の件●第十一婦女の屍体檢視は力めて公なるを要する件●第十二春期の屍體檢視後の期日を豫定する件●第十三夏期の屍體全上●第十四秋期の屍體全上●第十五冬期の屍體全上●第十六盛夏の屍體全上●第十七盛寒の屍體全上●第十八春秋氣候平和の時屍體全上●第十九鐵打致死と謀故殺との檢視上の注意及實例●第二十窒氣の爲めに發顯せさる鐵打致死の屍體に就き傷所發見の方法●第二十一檢視を免れんと謀る件及其實例●第二十二撿視を免れんと謀る件及其實例●第二十三銀釵を以て毒殺したる事を審認する件●第二十四屍體の臭氣を防く藥品の件●第二十五死後鐵打の痕跡を發顯する方法●第二十六檢視上必用藥品準備の件●第二十七屍體の痕跡を確定するの件●第二十八上●第二十九死體檢視に就き注意の件●第三十水を以て屍體の疵痕を發見するの件●第三十一轉覆を以て屍體の疵痕を發見するの件●第三十二疵痕發見注意の件●第三十三致死の原因鄭重檢視の件●第三十四病死と變死との鑑定の件●第三十五腐屍の死體に就き疾病を確定するは着服注意の件●第三十六自爲と他爲とを鑑定する件●第三十七溺打致死の廣合に於て陰實檢視の必用ある件●第三十八婦女子の屍體注意の件●第三十九全上陰部檢視の件●第四十婦女子突接の有無鑑定の件●第四十一婦女子の妊否鑑定の件●第四十二產婦の屍體檢視注意の件●第四十三隆胎兒檢視の件●第四十四殺兒檢視注意の件●第四十五故意に非さる墮胎發顯の件●第四十六血を滴ひて親子か否らさるかを知るの件

●第二章●實例●第一勤死（十四例）●第二鑑死（十一例）●第三窒死（二十六例）●第四踊躍後窒死（一例）●第五鬪毆致死（二十二例）●第六刃傷致死（十二例）●第七拳手足過致死（三例）●第八自刃（一十例）●第九毒藥致死（十八例）●第十縊死（九例）●第十一湯證致死（二例）●第十二病死（十六例）●第十三凍死（三例）●第十四厭死（二例）●第十五長瘡致死（二例）●第十六驚駭致死（一例）●第十七溺死談死（三例）●第十八壓死（二例）●第十九馬踏致死（二例）●第二十車輾致死（一例）●第二十一針灸即死（一例）●第二十二雷震死（一例）●第二十三獸咬致死（二例）●第二十四酒食醉飽死（二例）●第二十五刃物壓窒致死（二例）●第二十六乾癩傷致死（一例）●第二十七過房致死（一例）●第二十八白僵乾痒死（一例）●第二十九虫獸犬咬傷（一例）●第三十死後仰臥停泊微赤黄色（一例）●第三十一檢察死（一例）

●會　告

●警保局長小松原英太郎君曾テ獨逸國ニ於テ調査セラレタル警察監獄上ノ談話筆記ヲ得テ次號ヨリ本誌ニ掲載スルノ榮ヲ得タリ此段豫メ讀者ニ告ク

●前號豫告セシ小說探偵龜鑑ハ誌上ノ都合ニ依リ遺憾ナカラ今一回延期セリ此旨筆者竝ニ讀者諸君ニ謝ス

●小野田元熙氏著泰西監獄問答錄批評は筆者の都合ありて止むを得ず本號に於て之を省くも次號には必らず前號の續稿を載せ尚ほ「長野獄事協議會に參同の典獄諸氏に就て」と題する輕妙なる批評文を揭げて讀者の一粲に供すへし

獨逸監獄法問答欄も亦た止むことを得す本號に於て之を省略する代はり次號よりは益々多く密に且つ最も實務に適切なる材料を精撰して續々之を揭載すへし

次號には精麗生けるか如き故ゼーバッハ先生の肖像を載せ尚ほ小河滋次郎君の起稿に係る先生を吊するの文先生の履歷、先生の言行、葬儀の摸樣等すへて苟くも先生の一身に關し直接に間接に先生の薫陶を受けたる幾百同人の知らんと欲する凡へての事項をは漏れなく之を纂集して揭載すへし之を本號に揭載して早く讀者を滿足せしむる能はさるの情實は請ふ之を諒察せよ

矯正図書館

●本誌警察監獄ノ記事ヲ分離シ單一專門ノ雑誌トスヘキ計畫ヲ以テ經濟其他ニ就キ本會並ニ讀者諸君ノ便否審査セシニ分離ノ□素ヨリ讀者諸君ノ利益ナルベシト雖モ經濟上ノ影響尠カラス依然從來ノ紙數（六十四頁ノ程度）トスル件ハ多少定價ヲ增シ若定價ヲ動カサヽルヲ件ハ紙數ヲ減スルノ結果ヲ呈スルニ至ル又讀者諸君中特ニ監獄部内ニ在ッテハ分離ノ得策ナラサル□ヲ主張セラル、者尠カラス其主旨警察ト監獄ハ殆ト一身同體ニシテ職務上彼是ノ關係極メテ密接ナルヲ以テ監獄官ニシテ警察警察官ニシテ監獄ノ現象ヲ窺知シ互ニ利益ヲ享ル□尠シトセス是即本誌ノ特色ニシテ專門雑誌ニ卓絶シタル價値竝ニ存ス故ニ廣告ノ如ク分離斷行セラルヽハ甚不同意ナリト云フニ在リ本會俄ニ此說ニ贊同スルニ非スト雖モ一方ニハ經濟ノ影響アルヲ以當分記事ノ分離ヲ止メ第二說ノ紙數字數ヲ增加シ尚全紙上ニ於テ警察監獄ノ記事平均ヲ保ッ□ニ確定シ**改良第一着手**トシテ本號ニハ**警察監獄彙報**ノ一欄ヲ增加シ警察監獄緊要ノ時事ヲ網羅聚集シ尚次號ヨリハ郵便量目（十六匁五厘ノ制限）ノ許ス限リ**紙數ヲ增加**スヘシ乞フ讀者諸君此意ヲ了セラレンコトヲ

●警察巡閲規則註解ハ本誌發刊以來殆ト逐號揭載シ來リシ處最早二三號ヲ以結了スヘキ豫定ニ付次號ヨリ必之レヲ連載シ一端完結ヲ告ケ又警察規則釋義其他ノ講義ハ二三號揭載ヲ欠キ甚タ不本意ノ□ニ有之次號ヨリハ是非登錄セント□ヲ期ス

## ●巡査採用法

斑象外史　黒　田　剛　稿

夫ノ長鯨ヲ所リ驚鶩ヲ蹴リ奔流猛風ヲ排シテ能ク千里ノ大洋ヲ航スルモノハ吾其ノ瀧船タルヲ知ル瀧船ハ何ニ由テ能ク斯ノ如ナルカ他ナシ唯一ノ機關アルニ因ルノミ船長如何ニ堪能ナルモ運轉手如何ニ熟達ナルモ機關ノ運轉敏滑ナラサレハ何ヲ以テカ此働ヲ爲シ得ン警察ノ事務ニ於ケル亦此ノ如キカ社會ノ秩序ヲ正シ風敎ヲ維持シ凶惡ヲ芟リ善良ヲ保護スル等警部長ノ指揮警部ノ敎導ニ由ルト雖其機關ノ運轉平滑敏捷ナラサレハ何ヲ以テカ其ノ目的ヲ達スルヲ得ン警察ノ機關トハ何ソ巡査是ナリ夫レ警察ノ巡査ニ於ケル猶瀧船ノ機關ニ於ケルカ如シ其頭腦タル船長運轉手即ヲ警部長警部ノ指導如何ニ熟達堪能ナリト雖機關タル巡査ノ機能ヲ虧クニ於テハ焉ソ能ク敏捷活潑ナル警察ヲ行フヲ得ンヤ

瀧船ノ機關ヲ撰マサルヘカラサルハ猶警察事務ノ巡査ヲ撰マサルヘカラサルカ如シ而シテ巡査ヲ撰ムハ實ニ採用ノ始ニ在リトス吾於是乎知ル巡査採用法ノ忽ニスヘカラサルヲ

巡査採用規則ハ本年九月三日内務省訓令第廿一號ヲ以テ警視廳北海道廳府縣ヘ訓令セラレタリ其規定スル所徹細ニシテ餘ス所ナク從前ノ者ニ比スレハ一層ノ完美ヲ見ル地方廳ニ於テモ能ク之ニ依遵シ執行セラルヽニ於テハ勿論亦遺算ナカルヘキヲ信ス然レ𪜈法ハ素ト死物ナリ之ヲ活用スルノ好惡ニ由テ其精神ヲ殊ニスル者ナレハ徒ニ法ノ完美ナルヲ怙ンテ其運用ヲ愼マサレハ何ヲ以テ法ノ美ヲ成スヲ得ン從前ト雖採用法ノ訓令ナキニアラス内務大臣ハ夙ニ採用ノ標準ヲ示サレタリ然ルモ尙各地方區々ニノ十分ノ効果ヲ得ル能ハス今日此規則ヲ定メラレタリトテ甘ク

矯正図書館



之ヲ活用セサレハ又彼ノ區々タルヲ免レサルヘシ

地方ニ於ケル巡査採用法ノ實際施行ノ狀況ヲ按スルニ知ル者ヲ擧クル法ト保證人ノ信據ニ依ルト博採トノ三法アルカ如シ其知ル者ヲ擧ルトハ何ソ即チ其地方ノ警部ノ推薦スルモノニ限リ採用スル是レナリ（第一）保證人ノ信據ニ依ルトハ何ソ即チ其地方ニ不動產ヲ有スル者又ハ慥ナル者二人以上或ハ其土地ニ住居シ定タル職業アル者ノ保證ニ依リ志願スル者是レナリ（第二）博採トハ何ソ即チ推薦ニモ依ラス保證ニモ依ラス新聞紙其他ニ廣告シテ博ク募ルモノヲ是ナリ（第三）此ノ三法ニ就テ利害得失ノ如何ヲ評論セハ各一得一失アリテ其長短ヲ判スルハ甚困難ナルコトナレハ今玆ニハ私見ヲ陳ヘテ妄ニ斷案ヲ下スコトヲ避クヘシト雖警察事務上重要ナル巡査ノ採用ニ關スル利弊ノアル所ヲ評論シテ以テ當局者ノ參考ニ供スルハ無益ノ業ニモアラサルヘシ

第一ノ採用法ハ其確實ナル點ニ於テハ間然スル所ナク如何ナル重要事件ヲ執行セシメテモ箇ノ懸念ヲ要セス十分ニ其人ヲ信認シ得ラルヘシ然レトモ召募ノ範圍極メテ狹フシテ博ク人物ヲ得ルノ點ニ於テ缺クル所アリ又實際ノ隱徵ヲ計發スレハ此法ヲ施行スル地方ニ在テ志願スル巡査ハ悉ク推薦警部ノ知人ナルカト問ヘハ未タ必スシモ然ラサルモノアリ朋友知己ノ依賴ニ因テ一面識ノナキ者ヲ推薦スルコトアリ或ハ自己ノ知人ニモセヨ食客トシテ養フコトヲ避クル爲メ其任ニ堪ヘサル者ヲ推薦スルノ弊アリ難者或ハ云ハン其任ニ堪ヘサル者ヲ推薦スルコトヤアル巡査ハ志願ニシテ試驗ノ上及第シタル者ヲ採リ且一二ケ月ノ敎習ヲ爲シテ後職務ニ就カシムルモノナレハ決シテ不適任ノ者ヲ擧ルコトアルヘカラスト此論固ヨリ一理アリ試驗ヲ要スルコトハ免レサル所ナレトモ巡査ノ職ハ大學ノ學生ト性質ヲ異ニセリ學事ニ秀テ

試問ニ好答ヲ與フレハ以テ巡査ノ適任者ト定ムルヲ得ス試驗ハ其者ノ學識ヲ撿定スルニ止リ巡査ニ適任ナルヤ否ハ職務實就ノ上ニアラサレハ得テ知ルヘカラス故ニ難者ノ如ク試驗及第ノ一事ヲ以テ直ニ巡査適任ト定ムルコトヲ得スシテ其者ノ性質素行ノ如何ヲ知ルコト第一ノ要點ナリトス畢竟此要點ヲ慥ムルハ推薦者ニ在ルヲ以テ推薦者ニ於テ既ニ其任ニ堪ヘサルコトヲ知リツヽモ自ラ欺テ推薦スルコトアラハ採用ノ際ハ之ヲ知ルニ由ナク他日ニ至リ大ニ其不都合ヲ知ルコトアリ現ニ此法ニ據テ採用スル地方ニ於ケル巡査ノ免職辭職ノ多キヲ見テモ之ヲ知ルコトヲ得ヘシ

第二ノ採用法ハ第一ノ法ニ比スレハ稍博シト雖其保證ノ點頗ル曖昧ニシテ或ハ空文虛法タルニアラサルヤノ疑ナキニアラス何トナレハ其保證人タル資格ノ廣フシテ官廳ニ對スル責任ノ如何ヲ顧ミス唯僕婢ヲ

備使スル際其身元ヲ保證スルカ如キ狀アリテ十分ノ信憑ヲ措クニ足ラサルノミナラス保證人其者ノ身元サヘモ保證ヲ要スルノ奇觀ヲ呈スルナキヤヲ疑ハシムルノモノアリ事情斯ノ如クナルヲ以テ第二法ノ弊ハ寧ロ第一法ニ勝ルモノアリ

第三法ハ採用法中一番廣クシテ人物ヲ得ルニハ此上モナキ好法ニシテ召募ノ目的ヲ達スル點ニ於テハ善良ナルモノナリ然レトモ一歩之レヲ誤レハ劣惡ナル巡査ノ集會所トナリ惡漢無賴ノ徒ヲシテ逃避所タラシムルニ至ルヘシ故ニ第三ノ採用法ヲ用フル地方ニ在テハ屢巡査ノ不都合ヲ働キシ者ヲ顯出セシヲ見ル善良ナル巡査ハ保證人推薦人ノ如何ニ依ラス全ク巡査其人ノ性質ニ關スルモノナレハ縱令採用ノ際ハ如何ナル方法ヲ用フルモ人物サヘ得タランニハ警察事務上差支ヘナカルヘシト論スル者アレトモ是亦極端ニ奔リシ論斷ニシテ放任ノ甚シキ嫌ナキニアラス

矯正図書館



採用法ハ内務省訓令ノアルアリ今之ヲ細論スルヲ要セス畢竟從前ニ在テハ誓文ノ規定ナク且採用上ニ關ゴテハ其標準トスヘキモノモナカリシヲ以テ今日ノ如ク區々ナル採用ノ仕方ヲモ用井實際ニ不都合ナル者ヲモ用井シナラン既ニ法制ノ備ハレル今日ニ於テハ亦從前ノ不都合ナカルヘシト信ス

按スルニ採用法ハ第三ノ如ク廣告シテ募集シ試驗ヲ嚴ニシテ其學識ヲ撿定シ身分ノ如キハ隱ニ之ヲ探知スルノ方法ヲ用井以テ十分ノ吟味ヲ遂ケ愈不都合ノ廉ナク誠心誠意警察ニ從事シテ愉ルコナキ者ト見据ヘノ付キタルモノナレハ之ヲ採用シ且養成スルニ教習所ノ課程ヲ嚴格ニシ其期限ヲ長クシテ以テ善良ナル警察ノ思想ヲ涵養シ紀律ノ下ニ進退起坐シテ上官ノ命令ハ何事ニ依ラス服從スルノ慣性ヲ造リ運轉自在ナル機關タラシムヘシ要之採用上或ル制限ヲ設ケテ募集ノ區域ヲ狹ハメルハ偶以テ敏捷活潑ナル機關ヲ得ルノ道路ヲ沮遮スルノ堤防タルヲ免レサルナリ

## ●法律解釋論

法學士　永井久滿次

我邦人文開明ニ赴キ成典日々ニ具ハル今日ニ於テハ立法ノ事業モ亦大ニ其ノ面目ヲ改メ法文密ニシテ昔日ノ如キ觀ヲ有セス然レトモ社會ハ活物ニシテ法律ハ死物ナリ立法者如何ニ用意周密ニシテ制法ノ術ニ長セリトヽ雖之ヲ實施セントスルニ當リ何ンソ能ク疑惑不明ノ個所ナキヲ得ンヤ古來西洋各國ニ於テ法律ノ解釋ニ付法學者ノ間ニ幾多ノ議論ヲ生シタルモ亦勢ヒ免レサル所ナリ凡ソ死物タル法律ヲ運用シテ活物タル社會ノ必需ニ應セントスレハ須ラク能ク法文ヲ解釋シテ立法者ノ精神如何ヲ推測セサルヘカラス法文明瞭ニシテ一點ノ疑ヲ存セサルトキハ之ヲ解釋スル敢テ難事ニアラスト雖法文不明ニシテ一見シテ法意ノ所在ヲ知ルコトヲ得サルトキハ之ヲ解釋シテ立法者ノ意思ヲ推知スル決シテ易事ニアラサルナリ言語ハ意思ヲ表彰スル媒介タリ此ノ媒介物ニ由テ立法者ハ其ノ意思ヲ表彰スル而シテ言語ハ之ヲ使用スル者ノ意思ニ由テ一種特別ノ意味ヲ有スルコアリ聽ク者悉ク能ク之ヲ推知シ得ヘキ乎其ノ間ニ意思ノ錯誤ヲ生スル敢テ怪シムニ足ラサルナリ特ニ我邦語ノ如キハ語法頗ル不規則ナルヲ以テ解釋ノ困難ナル歐米各國ニ於ケルノ比ニアラサルナリ彼ノ所謂民法商法等ト稱スル新法典ヲ視ヨ吾人ノ未タ曾テ耳ニシ目ニセサル所ノ新文字ヲ以テ充溢シ讀者ヲシテ轉タ其ノ解シ難キニ驚カシム從來邦語不規則ナルニ加フルニ此ノ新文字アリ之カ實施ノ時ニ當リ法學者間ニ解釋ヲ異ニシ議論ノ生スル個所蓋シ僅少ナラサルヘシ予ハ歐米各國ニ行ハルヽ法律ノ解釋ニ關スル學說ヲ擧示シ以テ諸君カ平生諸般ノ法律規則ヲ解釋セラルヽトキノ參考ニ供セントス是レ亦敢テ無用ノ勞タラサルコトヲ信ス

凡ソ解釋トハ法律適用ノ爲ニ外形ヨリ法律ノ眞意ヲ探求スル術ヲ云フ而シテ解釋ニ二種アリ文理解釋及論理解釋是レナリ文理解釋トハ法律ノ文字ニ基ツキ立法者ノ精神ヲ推究スルヲ云ヒ論理解釋トハ法律制定發布ヲ促シタル原因理由其ノ他總テノ事情ヲ參酌スルヲ謂フ之カ故ニ法律ノ文字ハ以テ文理解釋ノ材料ト爲リ法律ノ制定發布ニ關スル一切ノ事情ハ以テ論理釋解ノ材料ト爲ルヘシ夫レ斯ノ如ク文理解釋及論理解釋ハ各其ノ方法ヲ異ニスト雖其ノ目的トスル所ハ言フマテモナク俱ニ同一ニシテ法律ノ眞意ヲ探求スルニアレハ完全ナル解釋ヲ爲サント欲スレハ宜シク此ノ二法ニ依ルヘシ一ヲ取リ他ヲ捨ツルカ如キコトアルヘカラス然レモ文字ハ前述ノ如ク意思ヲ表彰スルノ媒介物タルヲ以テ立法者ノ精神ヲ推測スル

矯正図書館



ニハ主トシテ文字ニ依ルヘキコトハ敢テ論ヲ要セサル所ナリ故ニ凡ソ解釋ヲ爲サントスルニ當テハ文理解釋ヲ先ニシテ論理解釋ヲ後ニスヘシ

予ハ之ヨリ次ヲ逐テ文理解釋及論理解釋ニ要スル心得ヲ論述スヘシ

文理解釋ニ要スル心得

第一　文字ハ法律制定ノ時ノ用例ニ從テ之ヲ解釋スヘシ

世態ノ變遷ニ從テ文字モ亦其ノ用例ヲ異ニスルコト敢テ珍シカラヌコトナリ故ニ舊時ノ法律ヲ解釋セント欲スレハ舊時ニ遡テ當時ノ記錄等ニ依リ文字ノ用例ヲ極メ而シテ后ニアラサレハ未タ其ノ解釋ヲ信用シ得サルナリ我邦維新以來僅カニ二十有餘ノ星霜ヲ經タルニ過キスト雖其ノ間世態ノ變遷著シク文字ノ如キモ從テ其ノ用例ヲ同フセサルモノアルハ數ノ免レサル所ナリ故ニ維新以來ノ布告布達等ヲ解釋セント欲スレハ宜シク先ツ當時ノ世態ヲ考ヘ他ノ布告布達其ノ他記錄ヲ參照シテ文字ノ用例ヲ確ムヘシ徒ニ今日ノ思想ヲ以テ直ニ其ノ用例ヲ臆斷スルトキハ意外ノ誤謬ヲ招クコトアルヘシ以上ハ世態ノ變遷ヲ思ハス新思想ヲ以テ舊時ノ法律ヲ解釋セントスルノ妄ナルヲ述ヘタルニ過キサルモ我邦今日新法律ノ發布頻繁ニシテ吾人ノ未タ曾テ目ニシ耳ニセサル新文字ニ遭遇スルコト往々ナリ新文字ナルヲ以テ其ノ用例自カラ判明セス爲ニ之カ解釋ニ付一場ノ議論ヲ生スルコトアリ是レ世態ノ變遷急激ナルノ日ニ當テハ止ムヲ得サルコトナリト雖須ラク立法者ハ注意シテ其ノ用例ヲ示スノ方法ヲ講スヘシ此ノ場合ニ於テ法律ヲ解釋スル者其ノ用例ヲ知ラント欲セハ之ト同時ニ發布サレタル他ノ法律ヲ參照シテ之ト同一ノ文字ニ遭遇スルコトアレハ玆ニ其ノ意味ヲ判定スヘシ現ニ第一期ノ衆議院ニ於テ或法律中ノ文字ニ付解釋ヲ異ニスルモノアリタリ然ルニ之ト同時ニ發布サレタル勅令中ニ同一ノ文字アリテ其ノ意味判明ナルヲ以テ之ヲ採テ用例トシ一場ノ解釋論其ノ局ヲ結ヒタルコトアリ

第二　文字ハ全文ト關聯シテ之ヲ解釋スヘシ

文字ヲ解スルニ其ノ文字ニノミ注目セス前後ノ照應ヲ考フルコトヲ要スルハ一般ノ原則ニシテ法文ヲ解釋スルニモ亦之ヲ適用スヘシ凡ソ立法者ハ法文ヲ作ルニ當リ無用ノ字句ヲ用ユルモノト見做スヘカラス故ニ法文ヲ解釋スルニハ一言一句タリトモ之ヲ輕忽ニ看過スヘカラス每言每句ヲシテ其ノ効用ヲ失フコトナカラシムヘシ

第三　文字ハ平易ニ之ヲ解釋スヘシ

凡ソ文字ハ通常一般ニ用ユル意味ニ之ヲ解釋スルヲ通則トス或特別ノ意味ニ之ヲ解釋セントスルニハ玆ニ或特別ノ理由ナカルヘカラス則チ通常一般ノ意味ニ解スルトキハ不正不理ヲ招クノ虞アルカ如キ場合ニ於テハ果シテ立法者ハ特別ノ意味ヲ以テ其ノ文字ヲ使用シタリヤ否ヲ推究スヘシ

第四　意味ノ廣狹ニ付疑義アルトキハ廣キ意味ヲ用ユヘシ

是レ前述ノモノト相關聯シテ之ヲ解スヘシ立法者ノ意思明晰ナルトキハ固ヨリ其ノ意思ニ從テ之ヲ解釋スヘシト雖若シ立法者ノ意思明晰ヲ缺クトキハ廣キ意味ニ解釋スヘシ廣キ意味トハ即チ平易一般ノ意味ナリ狹キ意味ハ通常ノ意味ヲ制限シタル特別ノ意味ナリ故ニ或特別ノ理由アルニアラサレハ廣キ意味即チ平易ノ意味ニ解釋スルヲ原則トスヘシ然レ𪜈廣キ意味ニ解釋スルノ却テ不正不當ナルトキハ之ヲ狹キ意味ニ解セサルヘカラス是レ予ノ前述ノモノト相關聯シテ解スヘシト述ヘタル所以ナリ例ヘハ法文中人ナル文字アリトセヨ若シ立法者ノ意味明瞭ナラサル

トキハ之ヲ廣キ意味ニ解釋シ男女老幼悉ク此ノ中ニ包含スト解スルヲ至當トナスモ我邦ノ如ク幼者及女子ニ選擧權ヲ與ヘサル邦國ニ在テ選擧法中人ト言ハヽ幼者及女子ヲ除クコト固ヨリ至當ナルヲ以テ之ヲ狹キ意味ニ解釋セサルヘカラス

論理解釋ニ要スル心得

論理解釋ハ法令制定ノ原因理由其ノ他一切ノ事情ヲ參酌シテ以テ解釋ノ材料ト爲スヘキコトハ前ニ述ヘタル所ナリト雖今稍細密ニ之ヲ說明スレハ左ノ如クナルヘシ

第一　法律ノ理由即ヲ法律制定發布ノ理由目的

第二　法律ノ起因即ヲ法律ノ發布ヲ促シタル社會ノ事情

第三　同一若クハ類似ノ事項ニ付發布セラレタル他ノ法令

第四　同一ノ事件ニ關スル解釋ノ先例

第五　母法即ヲ我邦ノ如キ外國ノ法律ヲ輸入シタル邦國ニ在テハ其ノ本國ノ法令

論理解釋ハ以上ノ材料ヲ採リ論理法ニ依リ立法者ノ意思ヲ推測スルノ術ニシテ各塲合ニ臨ミ之ヲ論スヘキモノナルヲ以テ豫想シテ玆ニ之ヲ論述スルヲ得スト雖要スルニ論理解釋ハ文理解釋ノ結果ヲ變シテ立法者ノ意思ニ相協ハシメン爲法文ノ意味ヲ補充伸縮スルモノナリ

右ニ述ヘタル如ク論理解釋ハ文理解釋ノ結果ヲ變シテ法文ノ意味ヲ補充伸縮スルモノニシテ文理解釋ト矛盾擡着スルコトアリ此ノ塲合ニ於テ何レノ解釋ヲ以テ正當ト爲スヘキヤ法學者ノ議論二派ニ分離セリ

一派ノ論者ハ曰ク既ニ文字ノ上ニ於テ明瞭ナレハ宜シク文理解釋ニ從フヘシ若シ文理解釋ヲ措テ論理解釋ニ從ハヽ其ノ解釋者ハ恰モ猶立法者ノ地位ヲ占ムルカ如シ不當ノ甚シキモノナリト之ニ反シテ一派ノ論者曰ク立法者ノ其ノ不熟練若クハ不注意ニ由リ法文ノ示ス所其ノ精神ト全ク反對スルカ如キハ古來其ノ例ニ乏シカラス論理解釋ヲ以テ立法者ノ精神ヲ推究スルトキハ假令文面上疑義ヲ生スルノ個所アリト雖之ヲ措テ問ハス當ニ論理解釋ノ結果ニ從フヘシト二派俱ニ事態ノ全般ニ注目セス單ニ其ノ一局面ニ偏シテ立論シタルモノト謂フヘシ二派論者ノ言フ所各其ノ理アリ然レ𪜈未タ悉ク之ヲ是ナリト言フコトヲ得ス文字ハ立法者ノ精神ヲ發表スル直接ノ具タリ故ニ文理解釋ヲ先ニシテ論理解釋ヲ後ニスヘキハ予カ既ニ述ヘタルカ如シ解釋ハ其ノ文理タルト論理タルトヲ問ハス一ニ其ノ目的トスル所ハ立法者ノ意思ヲ推知スルニ在リ故ニ立法者ノ意思ヲ推知スルヲ得ハ何レノ解釋法ニ依ルモ敢テ妨ケサル所ナリ而シテ今文理解釋及論理解釋ノ結果各矛盾擡着スル塲合ニ於テ一應文理解釋ノ結果ニ從フヘキハ理ノ當然ナリ然レ𪜈若シ其ノ結果果シテ立法者ノ精神ニ背戻スルコト事實明白ナルニ於テハ之ヲ捨テ論理解釋ノ結果ニ從フヘキハ是レ亦理ノ當然ナリ夫レ斯ノ如ク法文ニ現ハレタル所全ク立法者ノ精神ニ相協ハサルコト明白ナル𪜈論理解釋ノ結果ニ從フヘシト雖斯ノ如キ事實ハ蓋シ容易ニ之ヲ知ルコトヲ得サルヲ以テ予ノ視ル所ニ依レハ寧ロ文理解釋ニ重キヲ置カサルヲ得ス

# 統計

## ●行倒變死人の統計

過る十八年より廿一年に至る東京府下に於る倒死變死人に係る統計を得たれは左に表出す此統計に掲けたるものは都て警察官より郡區役所に引渡し郡區役所に於て假埋葬の手續を爲したるものなり故にその原籍の不分明なるは勿論その姓名さへも知れさる者

あり乃ち倒死は路傍に餓死凍死せしもの等又變死は縊死投水溺死等の類にして變死にても屋内に於けるもの及引取人ありしものは此數に入らさるものとして看讀せらるへし又費用の支出は都て地方税を以て支辨せしものに係る

| 年別 / 區郡 | 十八年 | 十九年 | 二十年 | 廿一年 |
|---|---|---|---|---|
| 麹町區 | 七 | 一〇 | 五 | 一二 |
| 神田區 | 三五 | 四二 | 一五 | 二六 |
| 日本橋區 | 四八 | 六一 | 五一 | 二八 |
| 京橋區 | 四一 | 四九 | 三〇 | 二八 |
| 芝區 | 二七 | 三八 | 二二 | 一六 |
| 麻布區 | 四 | 四 | 三 | 一 |
| 赤阪區 | 一 | 三 | 一〇 | 一 |
| 四谷區 | 二 | 二 | 三 | 二 |
| 牛込區 | 三 | 三 | 三 | 二 |
| 小石川區 | 一〇 | 五 | 二 | 四 |
| 本郷區 | 九 | 一二 | 六 | 四 |
| 下谷區 | 一二 | 一〇 | 一三 | 一〇 |
| 淺草區 | 三六 | 一〇 | 二二 | 一〇 |
| 本所區 | 三九 | 五五 | 四三 | 三六 |
| 深川區 | 五二 | 五〇 | 三五 | 二二 |
| 荏原郡 | 三〇 | 二九 | 一九 | 一五 |
| 東多摩郡 | 七 | 一四 | 七 | 三 |
| 南豊島郡 | | | | |
| 北豊島郡 | 二〇 | 二七 | 一一 | 一〇 |
| 南足立郡 | 四 | 六 | 四 | 二 |
| 南葛飾郡 | 一一 | 一九 | 一九 | 一六 |
| 合計 | 四〇八 | 四八六 | 二二一 | 一五〇 |

右假埋葬に屬する費用は左表の如し





| 年別 / 費金 | 十八年 | 十九年 | 二十年 | 廿一年 |
|---|---|---|---|---|
| 支出額 | 円 一、二一九、二九 | 円 一、〇四八、八九 | 円 六〇四、三七 | 円 三七〇、八九二 |
| 一人當實費 | 二、七六九 | 二、二七三 | 一、八八二 | 一、五六三 |

一人當り費用には厘以下に剩數あれとも省けり

●明治廿四年六月々末全國在監人現在員表

| 廳名 / 囚人 | 刑事被告人 | 懲治人 | 別房留置人 | 携帯乳兒 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 警視 | 三、三一一 | 八三七 | 一七 | 三七五 | 五 | 四、五四五 |
| 北海道 札幌監獄署 | 二一五 | 七五 | 二 | 一一 | — | 三〇三 |
| 北海道 函館監獄署 | 二五二 | 一一 | — | 五 | 一 | 二九九 |
| 北海道 根室監獄署 | 一〇二 | 三五 | — | — | — | 一三七 |
| 京都 | 一、九〇〇 | 一九八 | 一二三 | 四七 | 一七 | 二、一八五 |
| 大阪 | 三、一一二 | 四六八 | 一七 | 三一一 | 四、〇八二 |
| 神奈川 | 一、三三五 | 二六七 | 九 | 一四三 | 七 | 一、七六一 |
| 兵庫 | 一、五〇八 | 六〇一 | 三〇 | 二三 | 一九 | 二、五八一 |
| 長崎 | 七七五 | 一七二 | — | 一 | 一 | 九四九 |
| 新潟 | 一、〇三五 | 一一六 | 七 | 三 | 一 | 一、一六四 |
| 埼玉 | 一、〇五二 | 一三一 | 六 | 三八 | 六 | 一、二三四 |
| 群馬 | 九五八 | 一一三 | 九 | 一〇 | 八 | 一、一九八 |
| 千葉 | 八六五 | 二四四 | 四 | 五 | 一〇 | 一、一二八 |
| 茨城 | 一、〇四四 | 一三五 | 一二 | 三〇 | 七 | 一、二八八 |
| 栃木 | 七五二 | 一五四 | 一 | 六 | 六 | 九一九 |
| 奈良 | 五二一 | 八〇 | 一 | 四四 | 二 | 六五八 |
| 三重 | 一、五〇四 | 一六二 | 一二 | 六 | 八 | 一、六九二 |
| 愛知 | 一、七三九 | 二六九 | 一三 | 一五 | 一一 | 二、〇五七 |
| 静岡 | 八九六 | 一七三 | 五 | 一 | 二 | 一、〇七七 |
| 山梨 | 五〇一 | 一一五 | 三 | 七 | 一一 | 六三六 |
| 滋賀 | 一、一二八 | 一五八 | 一一 | 五五 | 一二 | 一、三六四 |
| 岐阜 | 七一八 | 一三八 | 二 | 八 | 六 | 九〇七 |
| 宮城 | 七〇五 | 一五六 | 二 | 五 | 六 | 八七四 |
| 福島 | 一、〇五四 | 一三七 | 二 | 八 | 六 | 一、二一七 |
| 長野 | 一、〇一一 | 三〇六 | 七 | 一一 | 一〇 | 一、三五五 |
| 岩手 | 三四九 | 一一七 | — | 二 | 一 | 四六九 |

矯正図書館



| | | |

警察監獄学会雑誌　第2巻 第9号
矯正図書館



に最下級を八圓とし拾貳圓拾五圓を給するを得ることに改正するに於ては平均額の割合も大に增加し九圓五拾錢位に見積らさるを得さるへし地方に因ては九圓平均に見積を立る向もあるへきか之を平均して九圓三拾錢とせよ全國巡查の數二萬六千十二人とし平均貳圓の增額と見做すときは實に五萬貳千〇貳拾四圓にして一ヶ年の額六拾貳萬四千貳百八拾八圓となる隨分多額の增加にあらすや尤も是は目安なしの素人胸算に過きす今警察費等地方費に關し其の道に精しき某氏に就き實際如何なる金額に迄增加するやを尋ねたるに某氏の算出に依れは左の如し

地方費巡查　二萬四千七百三十四人
國庫費巡查　千二百七十八人
合計二萬六千〇十二人

是れに俸給年額

地方費に屬する金貳百貳拾八萬五千四圓（此月俸一人平均七圓六拾九錢餘）
國庫費に屬する金拾貳萬八千貳百貳拾圓（此月俸一人平均八圓三拾七錢餘）

合計貳百四拾壹萬三千貳百貳拾四圓を月俸に平均すれは一人に付七圓七拾三錢壹厘となる然るに來二十五年度より八圓以上とするときは此平均額大に昇登して

地方費に屬する金貳百四拾九萬五千七百貳拾四圓に對する月俸平均金八圓四拾錢八厘
國庫費に屬する金拾三萬三千貳百九拾六圓に對する月俸平均八圓六拾九錢壹厘

合計貳百六拾貳萬九千〇貳拾圓の月額平均一人八圓四拾錢

となる斯く算出すれは二十五年度に於て增加すへき費額は

合計貳拾壹萬五千七百九拾六圓にして月俸平均額の增加すると六拾六錢九厘（地方費增加一地方平均三千九百餘圓）

なり此算出は現在の人員に就き九圓俸以上は現俸の儘とし現在八圓俸の人員に七圓六圓俸の人員を合併し一人當りの俸給額より割出し來りしものなれは之を以て二十五年度の豫算と見るを得さるなり豫算には現人員に就き八圓以上に對し多少昇級を要するものあるへくそれと與に平均額を高めさるへからす故に自然の結果として實際豫算に顯はるゝものは少くも三拾五萬以上の增加を見るに至るへし

## ●監獄衛生案內

蘇南學生

表題には頗る廣き名稱を選用すれとも實際は目下の急務なるへしと思惟せらるゝ二三の事項に就て井蛙の見を略說し以て大方諸君子に問ふ所あらんとするまてなり希くは可否の高教を垂れ且は取るへきともあらは速に實地に試みて其成績を示されんことを予の研究せんとするは體量の檢查、井水の檢查、空氣中炭酸の檢查、食物の查定及汚水の排泄に關してなり左に項を逐ふて鄙見を開陳せん

### 體量の檢查

體量檢查の貴重なるは單に衛生上の利害に止まらす又監獄に於てのみ然るにあらす眞に絕對的に必要なるなり先つ營養物の分量を查定せんにも體量を知ると必要なるか如き其一例なり殊に監獄には男女を分たす老幼を問はす多數に出入するを以て數年間繼續して幾千萬人に就て檢查を施せは眞に價値ある學問上の成績を收め延ひては其效益を社會にも及ほすに至るへし

體量の檢查は入監時と出獄時とは素より辨を須たす其外一年一回なり二回なり三回なり四回なり成るへ

くは季節を一定して之を行ひたし拘置監より地方監獄に移るに際しても亦然り此結果を報告するに方りては未丁年者と丁年者とを區別するを要す

世人往々體量檢査を視ると重さに過ぎ體量の增減は全然營養の良否に關係すと誤認するものあり是は速了の見と謂はさるへからす體量減して營養良全なるものあり體重の增加は病理的の作用に基くとあり一概には體量の輕重を以て喜憂とすへからさるなり

井水の檢査

身體の健康を保全する三大要素は健康なる水と健康なる空氣と健康なる土地と是れなり傳染病毒の媒介をなすは水を以て最となす然れとも水の人身に大關係あるや實に急性病の誘因となるのみならす屢々慢性病を發する源因となるときにあらさるなり故に飲料に供する井水は是非とも時々精密なる檢査を經さるへからす通例一年に一回は必す恪守せさるへからさる期限とすへし若し特に疑を生すへき理由あれは其外臨時に試驗を行ふへきと勿論なり

井水なり河水なり結局人の飲用する水は必す定量分析を行ふを要す就中鹽素（クロール）、硫酸、（諸謨尼亞、亞硝酸、硝酸）有機物及硬度の檢査は定量ならさるへからす其外顯微鏡的檢査は何は措きても必す行はさるへからす殊に黴菌の種子嫩芽なきやを最精密に檢査せさるへからす

（未完）

## ●行刑ノ公平ヲ保ツ所以

臥牛山人

刑ハ公平ナルヲ要ス是ヲ以テ世ノ文化愈々進ミ人ノ知識愈々增ス ニ從ヒ比較的最公平ニ近キ自由刑ノミ獨リ益々盛行スルニ至リタリ其故ハ諸他ノ刑ハ其人ノ境遇ニ從ヒ苦痛ノ度轉タ殊異ナルニ反シ自由刑ハ稍々個人的ニ執行シ得ラルヘキヲ以テナリ個人的ノ執行トハ何ソヤ法律ノ範圍內ニ於テ個々人々ノ特性特質ニ從ヒ宜キニ適シテ待遇スルヲ謂フナリ此ノ如ク個々人々各其稟賦習慣ニ由リ動靜座臥ヨリ飲食衣服ニ至ルマテ參酌適合スルヲ以テ始メテ犯罪ノ度ニ相應シテ刑ノ苦痛ヲ感セシムルコトヲ得ヘキナリ例之ハ居ルニ家ナク寢ルニ衾ナキカ如キ貧民ハ板牀ノ上ニ蒲莚ヲ敷キテ座臥スルモ强ヲ苦痛ト思ハサルヘシト雖出ツルニ肥馬輕車アリ入ツテハ則チ錦衣玉食ヲ常トスル貴公子ニ於テハ其感觸將タ如何ソヤ又生來勞力ヲ業トスル者ハ春米將タ何カアラン之ニ反シテ紈袴者ヲ驅ツテ此種ノ力役ニ就カシメンカ其艱苦想フヘキナリ故ニ刑ノ苦痛ヲシテ平均ナラシメント欲スレハ必ス個人的ノ待遇法ニ依ラサルヘカラス而シテ人ニハ嫉妬ナキコト能ハス自他ノ尊卑等ヲ辨シテ彼ハ彼ナリ我ハ我ナリト安意スル者殆稀ナリ故ニ雜居房ニ於テハ充分個人的ノ待遇ヲ實施スヘカラサルナリ是ヲ以テカ分房ノ必要生ス分房ニハ未タ甚シク惡事ニ感染セサルモノ未タ全ク廉恥心ヲ消盡セサルモノ未タ矯正ノ見込絕滅セサルモノ並ニ他人ト同居セシムレハ之ニ惡謀ヲ敎ヘ兇行ヲ慫恿スルモノ等ヲ入ルヘシ其他ハ諸般ノ類ニ從テ圄ヲ爲シ雜居房ニ置キテ可ナリ以上論スル所ヲ一括スレハ刑ヲ公平ニ確實ニ有效ニ執行スルハ個人別ノ一方アルノミ個人的ノ執行ハ分房ヲ併有スル監獄ニアラサレハ之ヲ實施スヘカラス此結論ノ眞僞ハ乞フ試ミニ幾多ノ分房ヲ設ケテ經驗シ而シテ後判斷スル所アレ既ニ岐阜德島大阪等多少ノ分房アル監獄ニ於テハ其構造ノ不完全ナルニ關ラス猶ホ頗ル其利益ヲ見ルト聞ケリ眞ニ堅牢安固ナル分房ノ效ハ之ニ幾倍スルヲ知ランヤ結局分房アラサル監獄ハ不完全ノ監獄タルヲ免カレサルナリ然レトモ分房ニ數種アリ予ハ暫ク各種ノ分房ヲ併有センコヲ冀フ即晝夜ノ分房

警察監獄学会雑誌　第2巻 第9号
矯正図書館



アリ夜間ノ分房アリテ所謂一種ノ階級制ヲ施行セントスルモノナリ其詳細ニ至テハ實際家ノ考案ヲ待ツ予モ亦他日再ヒ本問題ニ說到センコトヲ期ス

## 看守訓授試作（承前）

### 七、作業ノ督勵ニ關スル心得

門外漢稿

監獄ノ作業ハ囚人ニ職業ヲ授ケ出獄後倚テ以テ自活シ得ルノ道ヲ得セシムルヲ主要トス即チ囚人ノ遷善感化ヲ媒助シ再犯ヲ防遏スルニアリ凡ソ縲紲ノ辱ヲ受ケ囹圄ニ呻吟スル者ハ無賴無職ノ徒ニシテ更ニ職業ノ何タルヲ解セス徒ニ快樂ヲノミ是レ貪リ終ニ法網ニ觸ルヽニ至ル者ヲ以テ多シトス之ヲ矯正醫治スルハ一ニ就職ノ道ヲ得セシムルニアリ是レ監獄ニ作業ノ設アル所以ナリ

夫レ遊飲飽食勞働ニ慣レス放縱蕩逸習ヒ性トナリ敢テ職業ヲ顧ミサル者ニ至テハ之ヲシテ勞力ニ食シ正業ニ衣居シ以テ自活シ得ルノ習慣ヲ得セシムルハ實ニ容易ノ業ニアラサルナリ而シテ作業ノ督勵嚴ニ過キンカ忽チ反動ヲ來シ心中不平ヲ抱キテ作業ヲ見ルコト猶ホ仇敵ノコトキ感情ヲ起サシムルニ至タラン若シ寬ニ失センカ常ニ寬柔ニ忸レ課業ニ勉メス作業ヲ以テ遊戲視シ遂ニ得ル所ナキニ至ラン又萬一ニモ修飾欺騙ニ瞞着セラレ眞象ヲ看破スルコト能ハサレハ爲メニ囚人ノ侮慢ヲ招キ督勵宜シキヲ制スルコト能ハサルニ至リ作業ノ目的ヲ貫クコト能ハサルヘシ故ニ作業ノ督勵ニ從事スル者ハ一層ノ注意ヲ要シ就役者ノ行爲勉否ヲ精察シ怠ルモノアラハ瞬時モ看過スルコトナク懇切ニ訓誡シ又體力不相應ノ作業ニ從事スル者アラハ速カニ之カ轉業ヲ計リ督勵上寬嚴其中正ヲ得ルノ覺悟アルヲ要ス然レ𪜈囚人中時ニ或ハ欺騙ニ長シ吏員ノ目ヲ眩惑シ自己ノ不良不勉ヲ隱藏シテ巧ニ監督者ヲ瞞着シ去ル者擧シトセス督勵其宜シキヲ得ル亦難哉之カ任ニ當ル者ハ深ク愼ミ且察セスンハアルヘカラス因テ試ニ作業ノ督勵ニ必要ナル事項ヲ左ニ列記シ當局者ノ參考ニ供セント欲ス

一　服役囚ノ員數ハ每日之ヲ調查シ手帳ニ記載シ置クヘシ

二　服役囚ハ濫リニ工場外ニ出ルヲ禁シ又濫リニ其座席ヲ變更スルコトナカラシムルヲ要ス

三　工場ニ在テハ各服役囚ニ注目シ若シ業ニ勉メスシテ怠ル者アル𠮟ハ懇切ニ說諭シ奬勵スヘシ

四　服役囚相互ノ談話ハ之ヲ嚴禁シ可成沈靜ニ服役セシムルヲ要ス

五　服役囚相互ニ作業用ノ器具又ハ素品製品等ヲ交換受授スルコトヲ禁スヘシ

六　服役囚ノ勉否及製品ノ良否等ニ注意シ若シ不勉又ハ不都合ノ廉アルヲ認ムル𠮟ハ之ヲ工業掛又ハ看守長ニ報告スヘシ

七　當日ノ科程ハ可成終了セシムル樣注意シ尙ホ科程外ノ作業ヲ爲ス樣奬勵スヘシ

八　科程外ノ作業ヲ爲ス者アル𠮟ハ其姓名ヲ手帳ニ手記シ之ヲ工業掛ニ報告スヘシ

九　若シ當日ノ科程ヲ了セサルモノアル𠮟ハ其事由ヲ取糺シ怠惰ニ因ルト否トニ拘ハラス其事情ヲ詳記シ之ヲ看守長ニ報告スヘシ

十　服役囚ノ科程不適當ニシテ之カ增減ヲ要シ又ハ事故アリ轉業ヲ要スルモノアル𠮟ハ工業掛又ハ看守長ニ報告スヘシ

十一　作業中素品若クハ器械類ニ欠クルコトアルカ又ハ素品若クハ器械欠乏ノ爲メ一時休役セサルヲ得サルコトアルトキハ直ニ工業掛ニ報告スヘシ

十二　各業ニ使用スル利器及ヒ圍爐ノ如キ危害ヲ釀

警察監獄学会雑誌　第2巻 第9号
矯正図書館



スノ恐アルモノハ特ニ注意ヲ嚴密ニスヘシ

十三　製造品及其原料又ハ器械器具ハ一定ノ場所ニ置キ散逸セシメサルヲ要ス

十四　服役囚ハ擅ニ廁圊ニ至ルコトヲ禁スヘシ

十五　凡ソ服役囚ヲ說諭シ又ハ制止スルニハ懇篤ヲ旨トシ決シテ暴言罵詈ニ渉ルカ如キコトナキ樣注意スヘシ

十六　各工場ニ於テハ事ノ輕重ヲ論セス見聞ノ情況ハ手帳ニ記載シ口頭若クハ書面ヲ以テ看守長ニ報告スヘシ

## ●德川時代司法警察一斑

●幕臣別木庄左衞門等徒黨一件（承應元年九月十三日）

一城宇左衞門家來長島刑部左衞門と云る者町奉行松平伊豆守宅に來て忠節を可申上由を申す伊豆守則ち出合ひ人を拂て其仔細を相尋るに刑部左衞門申て曰く別木庄左衞門林戸右衞門三宅平六藤江又十郎土岐與左衞門と云浪人共企徒黨來十五日增上寺御法事畢て後十八九日の內に風を見合せ增上寺風上に三箇所より火を放ちて增上寺を燒失し金銀を可奪取然れは定めて御老中爲御下知增上寺へ可出向歟其道々を相窺ひ待伏せし以鐵砲可討殺其外與黨の者共は江戶町中處々に徘徊し一度に火を付けて天下の變を見るへしと相計ふ由也云々伊豆守問て曰汝は何とて其企を知るや長島答て曰く某養子一角と申て土岐與左衞門弟也故に某も其一味に可相加の旨を頻りに相勸るに依て同意の由を肯ふと云々早速言上仕候其與黨の多少は不存候件の棟梁は別木庄左衞門林戸右衞門等なれは渠等を早々被召捕御尋被成候は、委細露顯可仕定て同類多からんと申す仍て件の輩の居所を記し置て長島刑部左衞門をは伊豆守に押留られ自分は早速宅に行き向ふ又密談して面々の宅に歸る其夜の六つ過彈右衞門方より觸狀を三人豐後守家人なり の者共へ遣す其手紙に曰く

御用の儀候間唯今彈右衞門宅迄可被罷出候以上

九月十三日　　平田彈右衞門

宮崎伊太夫殿

石山又左衞門殿

山本兵部殿

三人ともに手紙披見の後則誘ひ合て彈右衞門宅に至る其座上に彈右衞門其次に鈴木宇右衞門座せり于時伊太夫其次の間にて刀脇差共に拔置出座す又左衞門兵部も又伊太夫が如く刀脇差を次の間に差置出座す于時彈右衞門申して云く兵部事耶蘇宗門たる由有訴人其實否糺明の間は伊太夫又左衞門に被召預之由申渡す兵部か云く吉利支丹の事少も存不寄何分にも申分可仕の由を申て退出す此間にて兵部か大小をは取



登城し御老中會合して評議す豐後守も依召自增上寺登城各達上聞今夜彼の黨の棟梁を搦め捕り推問可仕の由被仰出依て町奉行衆石谷將監神尾備前守を召て件の輩一々可搦捕旨被仰付町奉行等退出す豐後守も增上寺に歸る七ツ時分兩町奉行衆增上寺に來て豐後守宿坊に於て密談刻を移す人是を怪しむ所に豐後守幷兩奉行衆同道し宿坊を出て本堂の前なる小松原の前に暫く立留り唯今相談する所の施行の場所は彌々此所たるへきやと被問兩奉行衆は此所可然非人共を山門より入て裏門へ通りぬけさせは混亂仕まじと被申豐後守此儀可然と被申其より本堂へ參る兩三人の家人共も密談の程を不審せしか唯今の評定を聞て偖は施行の場所の事そと心得たり其後酉刻豐後守は小姓頭鈴木宇右衞門幷物頭宮崎伊太夫使役石山又左衞門三人を召出し人を拂ひ密談する事暫くして退出し三人共に麻布の下屋鋪に赴く家老平田彈右衞門二千石領

上げ外の二人には大小を相渡す兵部は宿所へ歸さす彈右衛門長屋に押込め侍并足輕大勢替る々々に勤番す今夜風甚強し增上寺普所々々替加番人を添へ寺中寺外に至るまて犇の齒を引くか如く嚴しく警固す

其夜寅の刻前石谷將監神尾備前守兩人自身與力同心を大勢引率し門前町二丁目に向ふ三宅平六土岐與左衛門一宿する處へ押込平六上下二人を生捕り平六は前髮あり大に働て將監組の同心笹岡源右衛門と云者痛く手負たり與左衛門は欠落す別木庄左衛門林戸右衛門藤岡又十郎は芝の札の辻に宿あり兩町奉行札の辻へ赴く未明なるに夜中潛に三人通る者あり然るに兩奉行衆の大勢を見て軒下を忍ひて通らんと道を除る体に見へ與力の士は心許なく思ひて咎るは何者なるぞ我々を見て隱るゝは手疵の在者にやと云其時別木庄左衛門は林戸右衛門藤岡又十郎等に廿間餘先立けるか答て曰阿部豐後守家人也と云豐後守殿家人は何故に人に隱れ忍ふやとて立寄處に別木刀を拔同心共透さす走せ掛けて搦捕之と云へとも誰と云事を不知跡より來る林藤岡これを見て通れぬとや思ひけん立去る處を神尾備前守同心橋本喜兵衛一番に林に取組んとするに戸右衛門刀を拔て一打に斬り伏せ是の間に兩組の同心彌が上に取付て又十郎を搦め捕る藤岡は前髮あり林戸右衛門は生得甲斐〳〵鋪強力の者にて斬り廻る程に將監組の同心に小牧市右衛門赤羽與左衛門堀江喜左衛門湯淺半左衛門成瀨彌五左衛門吉野六太夫又備前守組の同心岩瀨市五郎左衛門今一人都合八人戸右衛門が爲に悉く手負ひ九人の中三人は深手大事の由終に林をも生捕たり未明に備前守將監は增上寺豐後守宿坊に來り彼與黨別木林三宅藤岡此四人を生捕り土岐與左衛門は逐電仕る平六は相働て笹岡源右衛門と申す同心手負次に林戸右衛門は大に働て同心手負八人都合九人の中に十死一生の者三人と云々

十四日別木并林已下を推問し徒黨の意趣並同類の輩を於評定所被尋問白狀に隨て同類並與黨の輩か親類一族緣者等迄書き記し次に戸右衛門を生捕たる一の手二の手の評論在て更に不分明依て將監下知し戸右衛門に組し輩の假名を註して其取付所を一々に記し置其後林に尋て曰く汝か働き古今無雙也依て汝を生捕たる同心共一二の評論有て更に難決何の處に取付たるもの一番なるやと被尋林か云前後更に難辨但一番に髻を被捕たるに迷惑して闇々被捕たり其後は大勢下り重り候の間前後さたかに難辨と云彼髻を取たるは將監組の同心小牧市右衛門也故に一の手に相極り御褒美過分に頂戴す

水野美作守家人石橋源右衛門と云者二百石を領す今度の徒黨の棟梁たる由を別木申に依て美作守方へ被仰遣則兄弟共に召捕る舍弟は石橋又次郎迚前髮あり阿部豐後守家人山本兵部と云者二百石を領す彼は武田家山本勘助賴純か孫の由也是も同類なりと長島刑部左衛門訴人仕故に兵部をは吉利支丹の訴人ありと稱し別木林等に先立て豐後守方にて召捕たり其家を闕所し番人を付置若謀反人の書付も有やとて如斯

十六日今朝未明に今度の與黨人土岐與左衛門は身の置所なきまゝにや增上寺の裏切通しにて腹を切たり御公儀外科醫を被付養生させらるゝと雖疵急所故相果たり

十七日與左衛門相果の刻親類共方への書置の辭世あり

立かへる烟はおちし世の中を
名に替む身の惜からんやは

土岐か死骸を鹽付にして被差置

十八日內藤石見守浪人吉岡彥四郎奉行所へ出て申は某は別木庄左衛門軍法の相弟子也彼叛逆の陰謀は努

々雖レ不レ存右の仕合故に申出ると云々

中根大隅守浪人蓋野谷源右衛門幷松平越前守浪人矢田五右衛門此両人は今度徒黨の人數にあらされとも別木と常々語り知る人たる故に御斷り申上ると云々

城織部浪人梅澤五右衛門と云者田町に引込み手習子供を取て手跡を指南して居けるが別木庄左衛門か店請人に立たる故に名主五人組被召預

松平但馬守家來町田安齋とて三十人扶持取罷在渠は別木か父也同家人町田兵庫は別木か兄にて三百石を領す

松平遠江守家人町田甚兵衛二百石を領し別木か兄也

阿部豊後守家人子手八左衛門二百石を領す石橋源右衛門が姉婿也

阿部豊後守家人山本兵部是も徒黨人數の由別木等申立る

松平新太郎家人岩田八右衛門は山本兵部妹婿也彼は熊澤次郎八が弟子也

北條出羽守家人永田九郎兵衛幷養仙と云町醫者は土岐與左衛門弟也

右之輩穿鑿の上悉く被召捕

十九日因人別木庄左衛門林戸右衛門三宅平六藤岡又十郎石橋源右衛門等を籠に入て評定所へ被召出一山本兵部は翼付にして來る別木と石橋と及對決一別木が云く今度徒黨の張本は源右衛門也渠天下を亂し謀計を吐く故に皆最と感じて與力すと云々石橋が云別木が申處全く虚言也某常に軍法を嗜事已に年あり故に別木林三宅土岐藤岡等皆て來て法を問ふ故に我等を以て師とす其稽古と云ふは縱令は城の圖一ッを圖して嶮易の所を記し城内持口等の人數弓矢鐵砲兵粮の員數を書付置此城を何程の人數を以て攻之何樣に可責やと問ふ門弟中其術を云しめて承る事にて候然るに此輩去日某宅に來り問て云く當時の如く靜謐に治りたる世を亂すへき術は如何樣にすへきやと云々某答て曰く唯今間はるゝ所は差越たる問也夫軍法の至極と云は亂たる世を治るを以て軍法の極抜とす當時の樣に靜謐の世をは彌不亂樣に淳直清廉の沙法をするを以て軍法とす靜謐の世を亂すと云軍法なしと云

（以下次號）

# 法令註解

## ●巡査俸給令

巡査ノ俸給ハ明治二十五年度ヨリ改正セラレタリ其改正ヲ求メタル源因ハ一ニシテ足ラスト雖第一ハ俸給ノ低少ナルハ巡査家計上其職ニ安心スルコト能ハサルコト、第二ハ其劇務ト報酬ト相適セサルヲ、第三ハ從前責任ヲ負ハセサル時代ニ定メタル巡査ノ俸給ハ今日ノ責任アル時代ニ不當ナルコト、第四ハ如何ナル技能アルモノニテモ始テ巡査トナル者ハ最下級六圓ノ俸給ヲ受ケサルヲ得ス爲メニ技能アル者ヲシテ就職ニ遂巡セシメ人物ヲ得ルニ難キコト等ノ事情アリテ現時ノ俸給法ヲ改正スルノ必要ニ迫マラレ此勅令ヲ見ルニ至リシモノト思料ス

巡査俸給令ノ勅令ハ第百六十九號ニシテ明治二十四年八月十日ヲ以テ發令セラレタルナリ第一條ヨリ第四條ニ至ル條ニ過キスト雖巡査其人ニシテ現今下級ノ六圓七圓ヲ得ルモノニ對シテハ實ニ莫大ノ關係ニシテ累數百條ノ法令ヨリ喜歡ノ境ニ在ルコトナラン豈ニ慶セサルヘケンヤ

第一條　巡査ノ月俸ハ左ノ如シ

一級　十圓

二級　九圓

三級　八圓

巡査ノ俸ハ明治十四年十二月ニ定メラレタルモノ則

矯正図書館



ヲ現行ノ俸給ニシテ六圓ヨリ十圓マテ五級ニ分ツ今之ヲ改メテ三級トシ從前ノ四五級ニ位スル六圓七圓ヲ削リ巡査タルモノハ少クトモ八圓以上ノ俸給ヲ受クルモノトセラレタリ玆ニ怪ムヘキハ本令中從前給與ノ俸給ヲ改ムルトモ又之ヲ廢スルトモ明言セスシテ單ニ本條ニ於テ巡査ノ月俸ハ左ノ如シトアル是レナリ先例ニ依ルニ創始ノ場合ヲ除ク外ハ通例廢止若クハ改正ノ語アラサルトシ獨本令之ヲ言ハス如何ナル理由ニ基ケルニヤ退テ之ヲ考フルニ豈理由ナクシテ可ナランヤ從前ノ達ハ太政大臣若クハ内閣總理大臣ノ達ニ係ル今勅令ヲ以テ定ムルニ及ヒ大臣ノ達シタルモノト其効力ヲ同一ニ置クノ理アランヤ上級者ノ令達ハ下級者ノ令達ヲ消滅シ得ルハ法ノ原則タリ故ニ勅令ハ能ク大臣ノ令達ヲ消滅シ得テ別ニ廢止改正ノコトヲ言ハス況此勅令有効ノ日ヨリ前法ハ自然消滅スヘキヲ以テ言ノ玆ニ及ハサルナリ

巡査ノ月俸ハ左ノ如シ實ニ突如タリ此突如タル所豈率直ノ氣風ヲ帶ヒ警察上ノ法令タルニ適スルニアラスヤ若シ之ヲ繁瑣ニ書クトキハ無用ノ文字ヲ臚列スルノミニシテ更ニ何ノ効モナカルヘシ然レトモ他ノ場所ニ於テ斯ク率直ナル簡文ヲ記スルトキハ却テ意義ノ詳悉ヲ缺キ誤解ヲ來スモ未タ知ルヘカラス

第二條　巡査勤續滿九年以上ノ者ハ月俸十二圓滿十二年以上ノ者ハ月俸十五圓ヲ給スルコトヲ得

此第二條ハ明治十九年二月内閣達第十三號ヲ以テ明治十四年十二月太政官達第百十一號ニ追加シタル但書ト同意義ナリ唯彼但書ニハ巡査奉職滿九年以上十二年以下ハ月給十二圓滿十二年以上ハ月給十五圓ヲ給スルコトヲ得トアリ即チ舊ハ奉職滿九年以上十二年以下トアリ新ハ勤續滿九年以上ノ者ハトアリ一ハ奉職ト云ヒ一ハ勤續ト云フ其義相似テ稍異ナルモノアリ然レトモ立法者ノ精神ハ決シテ異義ヲ挾持セシニハアラサルヘシ唯行文上其差異アルヲ見ルノミ舊法ノ文意ニテハ巡査ノ職ヲ奉スルコト滿九年ト云フヲ以テ其時期ノ斷續アルニ拘ハラス前後ヲ通算シテ滿九年以上ナレハ可ナルカ如ク見ヘシモ新法ハ此錯誤ヲ訂シ明ニ勤續トセリ既ニ勤續ト規定セシ上ハ如何ニ解釋スルモ時期ノ斷續ヲ許サヽルコト知ルヘキナリ新舊文意ノ異ナル彼ノ如クナレハ幾分カ究屈トナリシハ言ヲ待タス舊ハ擴張主義ヲ採リ新ハ狹隘主義ヲ採リシモノニシテ廣義解釋者ニ採リテハ隨分不便ノコトナルヘシ併シナカラ此第二條ハ重ヲ勤續ノ二字ニ置ケルヲ以テ假令官ノ都合ニ依リ一時巡査ノ名義ヲ止メテ警察事務ニ從事スルカ若クハ巡査ヨリ榮進シテ警部トナリシ者官ノ都合ニ依リ諭旨退官シ直ニ巡査トナリシ者ノ如キ二者共ニ勤續トスルヲ得サルモノトス論者アリ曰斯クテハ一身ノ不幸幾何ソヤ寧ロ警部トナラス若クハ一時官ノ都合ニ依リ巡査ノ名ヲ止ムルコトヲセサルニ若ハナシト此論實ニ穩當ナリ若シ巡査其人ニシテ勤續ノ長キヲ希フ者ハ縱令榮達ニモセヨ警部トナルヘカラス如何ナル幸福ノ潛伏スルアルモ決シテ巡査ノ名義ヲ外スカ如キ事務ニ從事スヘカラス或ハ又巡査ヨリ警部ニ榮進シタル者ニシテ官ノ都合ニ依リ原ノ巡査ニ立戻ル者ハ無論勤續ト見テ可ナリトスルモノアレトモ空論ヲ妄信シテ自ラ欺クニ過キス

九圓給ヨリ十二圓給ニ若クハ十圓給ヨリ十五圓給ニ飛超テ給スルヲ得ルヤ否ハ一ノ問題ナリ本令別ニ之ヲ規定セス故ニ或ハ之ヲ得ルカノ如ク考フルモノモアランカナレトモ條理ニ於テ此事アルヘカラサルナリ本令ニハ昇級ノ順序ヲ定メスト雖判任官昇級期限ノ例ニ照ラシテモ又其内規ニ考ヘテモ此事アルヘカラサルモノトス必スヤ一級ヨリ十二圓給ニ十二圓給

警察監獄学会雑誌　第2巻 第9号
矯正図書館



ヨリ十五圓給ニ昇ルヘキモノタラサルヘカラス

第三條　巡査教習所ニ於テ職務教習中ノ者ニ限リ月俸六圓ヲ給ス但地方ノ便宜ニ依リ其半額迄ハ之ヲ減スルコトヲ得

巡査教習所ニ在ル者ニ對シ六圓給ヲ給與スルハ何故ソ他ナシ教習所ニ在ル時間ハ未タ巡査ノ本分即チ職務ノ責任ヲ持セサルヲ以テ且事務ノ見習執行ノ教練中ナルヲ以テ一般責任アリ且實務ヲ執行スル巡査ト同樣ノ俸給ヲ給與スル適當ナラサルヲ以テ其幾分ヲ減額セシモノナリ但書ニ地方ノ便宜ニ依リ其半額迄ヲ減スルコトヲ許シタル今日實際三圓若クハ四圓ノ月俸ヲ給與セル向アルヲ以テ今後トテモ其額ヲ給シテ教習所ニ入ルノ募ニ應スルモノアラハ無益ニ多額ノ俸給ヲ給與セサラシムルノ精神ヨリ出シモノト思料ス

本條ニ職務教習中ノ者ニ限リ云々トアリ然則官ノ都合ヲ以テ九圓拾圓俸ノ巡査ヲ職務上復習若クハ新法令研究ノ爲メニ入所セシムル場合ニ於テモ在所中ハ月俸六圓ヲ給スヘキカノ如ク解釋スルモノアリ條文ニ依レハ別ニ一旦八圓俸以上ノ巡査タリシモノニ對シ規制スル所ナキヲ以テ決シテ否スト反撃ヲ與フルニ苦ムナキニシモアラス然レトモ立法ノ精神ヨリ推究スルニ決シテ去ル理由ナキヲ見ル如何トナレハ巡査採用規則ニ據ルニ新ニ巡査ニ拜命スル者ハ二ケ月間巡査教習所ニ入リ職務ノ教習ヲ受ケ卒業ノ上其職ニ就クノ定メナリ故ニ本條ニ規定サレタルモノモ新ニ巡査ニ拜命シタルモノヽ爲メニシテ復習若クハ研究ノ爲メ入所スル者ニ對シ六圓俸ヲ給スヘキニアラサルコトヲ知了スヘシ尚之ヲ言ヘハ既ニ教習所ヲ卒業シ其本分ノ職務ニ就キタル後再ヒ職務ヲ教習スルノ必要ナク又教習スヘキモノニモアラス是レ本條規定ノ職務教習中トアルハ新ニ拜命シタル巡査ニ限ル

ト云フ所以ナリ

第四條　本令ハ明治二十五年四月一日ヨリ施行ス

明治二十五年四月一日ハ二十五年度創始ノ日ナリ此日ヨリ施行スルモノハ會計年度ノ變更ヲ待テ事ヲ新ニシ以テ支出決算等ニ混雜ヲ生スルコトヲ避クル爲メナリ加之此二十四年度ハ地方議會ニ於テ決議シタル所ニシテ今遽カニ變更スルヲ得サルヲ以テ此年度ノ終ヲ竣ツモノナリ且二十五年度ノ豫算ハ本年十一二月ノ交ニ於テ地方議會ニ送付スヘキヲ以テ新令ニ因テ增加スヘキ金額ヲ議決ニ付スルノ便利アルカ爲メ斯ク施行ノトキヲ定メラレタルナリ

## ●警察禮式註解

內務大臣ハ本年八月十日訓令第十五號ヲ以テ警察禮式ヲ制定セリ而シテ明治十九年九月內務省令第十八號警察官吏禮式ヲ廢止セリ（本年八月省令第十四號參看）其廢止セラレタル警察官吏禮式ハ日本固有ノ折腰禮ニモアラス又從來慣用擧手ノ禮ニモアラス一種別樣ノ禮法ニシテ獨逸風トモ稱スヘキ例外ノ法式ヲ用ヰタリ則チ最敬禮ニハ兩手ヲ垂下シ直立不動唯注目スルニ止ムルカ如キ隨分不休裁ノ法式ナリシ今之ヲ改メテ一般ニ慣用セル擧手注目ノ法式トセラレタルハ實ニ適當ナル改正ト謂ツヘシ

從前ノ省令ヲ廢シ之カ改正法式ヲ發布スルニ當テ訓令ヲ以テセラレタル所以ハ深キ理由アルニモアラサルヘシ要スルニ省令ハ其性質上一般人民ニ向テ行爲不行爲ノ命令ヲ與フル場合ニ用フヘキモノニシテ官吏部內ノ紀律標準等ニ用フヘキモノニアラス訓令ハ之ニ反シ全ク官吏部內ニ向テ令達セラルヽ場合ニ用フル例ナルヲ以テ何事件ニテモ一般人民ニ遵守ノ要ナキモノハ訓令ヲ以テ令達セリ而シテ此警察禮式ナルモノハ如何ナル性質ヲ有スルカト云ヘハ單ニ警察

矯正図書館



部内ノ官吏ニ限リ其要アリテ一般人民ニハ遵守スヘキ必要ナシ故ニ省令ヲ以テセスシテ訓令ヲ用ヰラレタルモノナリ

扨今度改正セラレタル禮式ト從前ノ禮式ト比較シテ如何ナル點ニ差異アルカト云フニ其要點ト認ムヘキモノ一ニシテ足ラスト雖其最著シキモノハ

第一　天皇陛下ニ對シ行フヘキ最敬禮ニ在テ巡査ハ如何ナル方法ヲ爲スカト云ヘハ唯　陛下ニ對向シテ左右ノ手ヲ垂下シ直立注目スルニ止ムノ

ヲ傍觀スルトキハ恰モ敬禮ヲ行ハサルモノヽ如シ其警部ニ對シテ行フ所ノ敬禮ハ右手ヲ擧ケテ指頭ヲ帽ノ下端ニ當テ之ニ注目スルノ制ナレハ施禮ノ區域判然トシテ受禮者ニ於テモ明ニ之ヲ知ルヲ得最敬禮ニ比スレハ却テ敬禮ノ方之ニ勝ルモノアルカ如キ感アリ加之巡査ノ各省大臣及新屬ノ府縣知事ニ於ケル都テ最敬禮ヲ用フルノ制ニシテ　陛下ニ對スルト同樣ナリ斯ノ如キ不都合ナル禮式ノ制ヲ存スルハ宜シカラス故ニ之ヲ改正シテ最敬禮ハ皇族以上トシ大臣以下ハ都テ敬禮トナシタルコト

第二　從前ノ禮式ニハ外國ノ皇帝皇后兩陛下及皇族ニ對スル敬禮ノ條ナシ實際敬禮ヲ施スヘキ場合ニ於テ從來之ヲ缺キシコトナシト雖之ヲ條中ニ挿入シ置サレハ區々ニ流レ或ハ缺禮ノ感ヲ與フルニ至ルモ知ルヘカラス今回改正ニ依テ明揭セリ舊法ノ不備ヲ補ヘルモノト謂ツヘシ

第三　舊法ニハ途上ニ於テ　行幸行啓ニ行遭フタルトキニ行フヘキ禮式又ハ儀式祭典等ノ爲メ其場所ニ整列セシトキニ行フヘキ禮式ノ定メナシ今之ヲ明揭セリ

第四　舊法ニハ室内ニ於ケル禮式ノ場合餘リ簡單ニシテ書類ノ受授申告ノ順序等不明瞭ナリシ殊ニ　陛下ニ拜謁ノ場合ニ於テ敬禮スヘキ手續ノ規定ナシ是等ハ實ニ舊法ノ不備トモ謂ツヘキナリ今ハ惡皆洩ラス所ナク規定サレタリ

第五　警察官ト消防官トハ其名コソ異ナレ職務ノ上ニ於テハ則警察ノ一部分ナリ且其服制モ亦同一ナレハ禮式ニ至テモ同樣ナラサルヘカラス舊法ニハ消防官ノ禮式ヲ定メス故ニ本令ニ於テハ明ニ之ヲ揭出シタリ

以上列揭セシ外ニ幾多ノ改良ヲ來タセシモノアリ一一茲ニ提擧セストモ各條下ニ就テ見レハ判然ナラン舊令ニハ警察官吏禮式トアリテ本令ニ官吏ノ二字ヲ除キタルハ深キ理由アルニアラス猶陸軍ニ於ケル陸軍禮式ノ稱ト同一ナルモノヲ撰ミ此禮式ハ警察部内ニ屬スル禮式ナルコトヲ明ニセシマテニシテ別ニ名稱ノ變更ヲ求メシ事項ノ生セシニハアラス

本令禮式ハ基礎ヲ陸軍禮式ニ執リ尚皇宮警察官禮式ヲ折衷シ實際ノ便否ヲ考量シ簡ニシテ案レス精ニシテ煩ナラス爾モ敬禮ノ區域ヲ正シ一種警察ノ禮式トシテ制定セラレシモノナリ　（未完）

# 批評

柴田承桂補評

## ●肺勞傳染豫防論

僅々百二十餘頁に過ぎざる一小冊子なりと雖結核病の豫防に關する新說を講明して毫も餘蘊なし章を分つ五曰く肺勞の慘害其狀說き得て生業復た完膚なからしむ曰く肺勞の源因近來世々嘖々たるコホ氏發見のバチルスに關する記事明晰曰く肺勞傳染の狀況至公至徹なるバクテリアの播殖する模樣を詳論し殆と天機を窺ふの思あり曰く肺病豫防の方法是れ本書の眼目にして一字千金實ならす曰く本書論旨の再提

前四章の所説を簡單に概括し捜索記憶の便に供す「醫學上の問題を通俗的に論述するは決して稱賛すへき事柄にあらす其故は素人其論説に由て知り得たる所を過信するの餘り一旦適用の場合あれは自ら此等の療法を試みんと企て爲めに不測の不幸を釀したること稀ならされはなりされと醫學及衛生學の或る研究成績にして人生々活上の指導參考に供し得へきものあれは普く之を人の耳目に觸れしめんとを圖るは是れ全く別事にして寧ろ醫家衛生家の義務とこそ云ふへけれ」云々とは原著者の冒頭に於て論する所にして乃ち本書は全く素人社會に肺勞の恐るへき所以と之を豫防する方法とを告知傳播せんとの目的に出てたるなれは何人にも能く解し得らるへし警察及監獄の如き各官衙には一本を備へて可なり故に妄評を加へて紹介の勞を取ること爾り其正價ハ廿八錢と聞く

# 雜報

## ●嗚呼ゼーバッハ氏逝けり

我國監獄改良の動力（モナーフ）となり僅々一年有半餘の短日月間に監獄の面目を一新するの偉功を奏し得たる獄務顧問フォンゼーバッハ氏は本年六月北海道の旅行を了へて歸京の後全身水腫の病に罹り腎臟炎（萎縮性）を發し喘息に苦み尿量減して多量の蛋白質を交へ容易に恢復の徴を呈せす故にベルッ國手の勸告に由り函根宮の下温泉場に轉地して保養し居られしか客月末稍々快方に至りたれはとて友人の止むるをも聞かす歸京せられたり然るに二兩日を隔てゝ再ひ症狀不良に陷り身躰非常に衰弱し呼吸逼迫して言語にも難澁なるに至り晝夜横臥する能はす非常に苦痛を訴へられたれはベルッ國手更に強て勸告して横濱獨逸海軍病院に入らしめたり是れ去十八日の事なりし其後病勢別に増減なく予輩も或は全快の望なきにしもあらさるへしと祈りたる甲斐もなく廿二日午後三時半溘焉として遂に逝けり嗚呼哀哉予輩は今恰も盲人の杖を失ひ暗夜に燈を亡ひたるか如き心地するなり天命とて是非なき者にはあれとも予輩は氏の不幸を悼み且本邦監獄の前途を弔せさるへからさるなり然れとも予輩は悲歎の餘筆鈍り腕動かす故に今回は氏の發病後の概況を記するに止まり餘は心氣の幾分か靜着するを待つて後號に誌るすへし

氏の病を獲るや直に内務省に來り轉地療養の許可を乞へり由て即日外務省に照會して旅行免狀を交付せられたり氏の宮の下に滞留すること二ヶ月餘其間小河氏及ひ八木氏交々命を受けて慰問せられたり盛夏の候に至り氏宮の下の大暑に堪へす二週間計之を芦の湯に避けらる然るに同所には不潔なる病者の來浴する者多きを厭ひ再ひ宮の下に歸りて八月の末迄滞留あり其間と雖も氣分少しにても快き時は曾て筆硯を遠けす孜々として巡回復命書を草し三回まて内務省に送呈せられたり單に復命書に止まらす命に由りて典獄以下勤務概則の起稿に着手し一日も手を空ふして徒に消光することを爲さす實に氏の已れを空ふして職務に盡すの厚きと只管感服の外あらさるなり宿痾再發の後も病苦を忍ひ猶手に復命書の草稿を離さす更に勤務概則の腹案に忙しかりしと云へり現に氏の病床を訪ふものありたるときなとには呼吸逼迫し言語斷絶して如何にも耐へ難き摸樣なるにも拘らす始終獄務上の

矯正図書館


急務とする諸般の問題を談論して宛然苦痛を忘るゝか如くなりしとか故に訪問者も最初は病惱を增さんかとの心配あるに由り直に去らんとするも氏は反つて不滿の顏色を示すを以て已むなく一二時間つゝも對話するとありしと尤訪問者ありとて三四の別懇なる人々の外は皆面會を謝絶せられたりと氏の横濱に遷るの日は小河氏命を受けて同行し途中より入院後迄の介抱をなされたり横濱にては小泉典獄日々訪問を怠られず且書記の內にて時々訪問するとせられたりと然るに廿二日夕突然內務省へ來電あり氏の遠逝を報せり諸人の驚愕如何計なりしそ實に筆紙にも盡し難きとなりし氏は同日昏くも勳五等に敘せられ瑞寶章を下賜りたり且氏の病はベルツ氏の診斷に由り職務に基因するものと認められ條約に從ひ六ヶ月分の俸給を遺族に給するとせられたり氏も我政府の氏の勳功を認め氏を遇するとの是の如く厚きを知らは以て地下に瞑目するを得ん矣も亦氏の爲めに氏の功勞の空しからさるを喜ふなり

氏の遺骸は廿三日午後四時横濱獨逸病院出棺同港外國人墓地へ葬送あり會葬者は小松原警保局長小原元々老院議官妻木河合兩內務技師石澤八木兩集治監典獄池上警視小泉神奈川縣典獄山室埼玉縣典獄小河警保局監獄課長其外警保局員警視廳東京集治監埼玉縣神奈川縣等の監獄書記看守長警部等數十名又外國人には獨逸公使館書記官（公使は目下旅行中）譯官大學教授在横濱獨逸領事横濱獨逸海軍病院醫長其他各省御傭獨逸人等百餘名にて都合無慮二百名前後なりし尙神奈川縣監獄署よりは數十名の看守隊伍を組みて會葬者頗る壯麗を助けたり其他花環生花等の供物許多あり外國人の葬送中にては見事なる方と言ふを得へし牧師シュミーデル氏演說を結て曰くフオンゼーバッハ氏の一生は世人の模範とするに足ると眞に然り眞に一點の間然すへきなし氏は孜々汲々として職務に斡掌し鋭意熱心力を斯道に盡し心身を擧けて公に奉し毫も自己の利害を省みす氏の全身は職務より成立し氏の眼中には職務の外映するものあるとなし氏は眞に職務の爲めに斃れたるものと謂ふへきなりベルツ國手人に語て曰く若しゼーバッハ氏をして少しく職務を等閑視しせしめたらんには此の如き不幸の極には達せさりしならんものをとゼーバッハ氏の最初住居したる家は濕氣强くして健康に有害なりしを以て他に轉居の事を請求すへしと勸告したるものありしも氏は肯んせす是は官より給せられたる居宅なり予は敢て我儘を言はすとて久しく辛抱せり又每日寒天を冒して葵町より小菅に到り往復五六里の長程を人力車に搖られては健康を害すとて移轉を勸告したるものあるも之に應せす北海道の巡回は辭すへしと勸告するも遂に行き今暫く函根に居りて保養するを得へかりしも餘り勝手に過くるとて歸京せり眞に氏をこそ職務の爲めに斃れたるものと謂ふへけれ嗚呼

## ●警保局長の地方巡視

小松原警保局長には今春就任以來初めて地方巡視として去る八月下旬小河黒田の兩內務屬を隨へ長野群馬茨城の三縣へ發向せられ本月十日を以て歸京せられたり此行は警察監獄の兩事務に就き實際の狀況を視察されたる趣なれは後來施行の施針に於て一層適切なる成績を見るとなるへし今その出發より歸京までの間に於ける大略を傳聞の儘揭けんに同局長の巡

回命令は早く八月十五日を以て接受せられしも身を措き難き事故ありて數日間出立を延引し廿六日の前夕に至り遽に出立することとなり廿六日の一番汽車にて上野を發せられ横川に至り同所より碓氷鐵道馬車にて輕井澤に至り直に汽車にて長野に到着せられしは殆と午後の五時頃なりし此頃は長野にて一府十一縣の典獄相會して獄事上の協議會を開かれありしを以て途中群馬縣には寄ることなく直に長野縣に赴かれたるよしその翌日は縣廳及警察部に到り數時間事務上の取調あり午後は協議會に臨まれ各典獄の意見等傍聽せられ其夜は俄然淺田長野縣知事と同伴監獄署に臨まれ夜中監房の取締夜警看守押丁の配置方點燈の位置光力等を實視せられ其翌廿八日は早朝四時に監獄署に赴かれ開監就役の狀況を實見し且事務上種々の取調あり午後は長野警察署に臨まれ警察署に屬する事務に就き取調あり畢て協議會に赴かれその翌廿九日も終日協議會に臨み各地方の獄務上種々の諮問あり此日協議會も全く終局を告けたるを以て典獄諸氏には慰勞旁懇親會を開き局長も亦之に臨まれたり其翌三十日は長野の公務も全く事濟みたれは午後第三列車にて上田に赴かる上田までは長野栃木石川靜岡の四典獄同伴せられ上田監獄支署を巡見し御局長には種々取調あり畢て上田警察署に臨み種々取調あり此夜同所に一泊其翌三十一日には松本に向て出發せらる上田より松本に至るには有名なる第二線路即ち碓法寺峠の難路あり十六里の行程炎日に照らされ非常の困難を凌き頗る疲勞せられたるにも拘はらす其夜直に松本監獄支署に赴かれその翌朝は松本警察署に至り頗る綿密なる取調あり（松本迄は千頭靜岡縣典獄及山梨縣の書記も同行し此日分擔山梨に向て出發せり）午後二時過再監獄支署に臨まれたり其翌日は九月の二日にて早朝發程臨屍分署を經て下諏訪分署に至り同所にて製糸場一ヶ所巡見直に上諏訪警察署に赴き一應取調の上此處に一泊せらる翌三日は午前五時の出發にて有名なる難路上下六里の和田峠を越へて田中停車場に向ふ途中丸子にて淺田知事に出會暫時談話あり田中停車場に至れは山田警部長所用ありて局長を待ち受け第三列車にて倶に輕井澤に赴かる翌朝五時輕井澤出發山田警部長と分袂鐵道馬車にて碓氷峠を降り横川發一番列車にて前橋に赴き停車場より直に縣廳に至り警察部にて取調を終はられ午後三時頃監獄署に赴かれ事務上の取調囚人還房の實況を視察せられその翌日は早朝監獄署に赴き看守交替の狀況より事務上の取調あり終て警察部に至り午後は前橋警察署に臨見せらる其翌六日には巡査教習所に臨み教習の實況を視直に前橋發第二列車にて桐生に赴かる此行雨宮警部長にも所用ありて同伴せらる桐生に一泊の上翌朝一番列車にて水戸に向て出發せられ警部長は前橋に歸らる却說局長には恙なく水戸に着せられ和田警部長と旅宿にて暫時談話あり其夜監獄署に至り夜警の實況在監人就寢の形狀等視察あり翌八日には早朝より縣廳に赴かれ警察部にて種々取調ありて午後監獄署に赴き囚人就役の狀況を實視し事務上に付き委細に調査あり二三囚人の情苦を親聽せられ夜八時過漸く監獄署を去らる其翌日は水戸警察署及下市分署磯濱分署等を巡見せられ翌十日水戸發第一列車にて歸京の途に就かれ和田警部長は小山まて見送られたり此日午後全く巡回を終り局長には恙なく歸京せられたり此行最初の目算は三週間位は日子を要するならんとの考なりしも中途にて歸京を急くの事故生せしを以て非常に無理を爲して此僅少の日數にて巡回をせられしとなれは胸算通り十分なる取調を遂けられさるやの憾なきにあらされとも初めての巡視としては實に行屆きたる調査

もありしよし殊に監獄事務に就ては驚くへき程注意微細に行渉りしともありしとか聞くが儘を茲に記すると然り

●獄事協議會

兼て本誌の前號に報道し置きたるか如く近府縣有志典獄の獄事協議會は豫期の如く去月廿四日長野縣長野町の有名なる城山館に於て開會し中間一日を休み前後五日にして二十九日閉會せり本會に出席せられたるは山下警視廳典獄小泉神奈川縣典獄小林新潟縣典獄千頭靜岡縣典獄福原群馬縣典獄若山栃木縣典獄林福島縣典獄下山山形縣典獄高北石川縣典獄本山山梨縣書記其他隨行の書記看守長の諸氏にして內務省よりは警保局長隨行員小河內務屬先着して開會の當日より臨席し小松原局長には黒田內務屬を從へ二日後れて來着臨場せられたり又淺田長野縣知事も出席せられ小野田書記官には臨時縣會開會中殊に繁忙なるにも拘はらず屢々臨場せられたりと云ふ本會提出の議案は凡そ九十餘題にして其內廢案に決し又は發題者より撤回したる分も少からされは可決したる緊要問題に係る分凡そ十八件は長野縣知事の名を以て警保局長まで提出することに決せり彼の典獄服制論も議題として長野縣より提出せられたれとも僅か一名の少數にて端なく議場に失敗を取りしこそ遺憾に思はるゝ向も必らず少なからさるへしと信す其他女監取締の服制を定むることは可決せられたれとも看守長服制の改正は廢案に歸し看守部長を設け在監人名籍の樣本を改正するの議は可決せられ刑事被告人の懲罰、書籍室の設置、工錢利子の運用等も亦た皆多數の贊成を得たり總して此會議は流石、老練堪能なる諸氏のことゝて濫りに口舌を弄して空論を闘はすか如きことなく一言一句渾へて實際的ならさるはなしと云ふも可なり斯くありてこそ會合打合せの效を見るへく警保局長をして此分にては內務省に全國の典獄を召集することも亦た必要なるへしの感を懷かしめたるならんとは或人か警保局長の心中を推量しての評言なりと聞く、兎に角さしも多數の難題をは僅々五日に過ささる日數間に於て秩序正しく着實且つ精密に議了せられたるの技倆は敬服の外なしと謂ふへし尙は開會中警保局長より治獄上の要件に關し各參集の典獄に對して諮問せられたると前後兩回なり應答皆極めて精密なりしか故を以て局長にも大に滿足せられたりと云ふ

右獄事協議會に於ける議事の摸樣等に就ては次號に最も詳細なる記事を揭載すへし

●警保局監獄課長

たりし八木秀太郎氏は今回宮城集治監に轉任せられたれは後任は小河滋次郎氏に命せられたりと云へり又小河氏の後は是迄臨時建築掛たりし山上義雄氏之を襲かれたり氏は東京外國語學校に於て獨逸語學を卒業し其後山口縣中學校の敎官を勤められたるともあり語學には能く通し居らるゝに由りゼーバッハ氏も大に滿足なりとの趣に聞けり然るに今や氏は好譯官を得たるも復た何の爲すところかあらん悲歎に勝へさらんや

●富山縣典獄の地位

は交迭頻繁なるを以て評判なるが今回又々千々岩英一氏も去りて射水郡長となられたり同郡長の椅子には前に香川縣の典獄たりし新保利貞氏あり今や氏の後任者亦典獄より出つ往昔ならは前世の因緣なりとても云ふへきか兎に角同郡は監獄の爲めに恐るへき勁敵と謂はさるへからす曩には新保氏今は千々岩氏を呑噬す吁一郡の爲めに二明典獄を失ふ豈容易のことならんや爾後大に之れに備ふる所なかるへからす戒むへし々々々々因に云ふ新保氏は漸く多年の宿志を

警察監獄学会雑誌　第2巻 第9号
矯正図書館



果して闇散の位置に就かれたれは定めて心中愉快を感せらるゝとなるへし然れとも乞ふ幸に再思せよ今は監獄に有力家の健腕を要するの時なるを希くは斯道を捨てす再び立て大に盡す所あれ

●巖手縣典獄

たりし本多保氏も頃者冠を掛けられたり遺憾のとなりかし此上典獄辭職病の傳染せさる樣致度きとなり

●地方監獄費

國庫支辨の議は彌々閣議にて決定し其旨去十五日内務省へ達せられたれは爾來其筋にては夜を日に繼きて豫定經費要求書を調査中なりと傳聞す先つこれにて一段落なり既に閣議を通過したる上は今度は帝國議會を是非とも通過せしむる樣盡力せさるへからす各地方の熱心家諸君何卒益々勇を皷して愈々盡力あらんことを希ふのみ

●三百萬圓

と頭を限られたること頗る苦痛なり何となれは從來數年の平均に由れは三百萬圓に上らさる位なれとも爾後は看守の俸給をも增さゝるへからす作業費をも豫算に求めさるへからす（是迄は操替拂をなしたる向もあれとも自今國庫の會計法となれは決して許るされさることとなり）故に比例より言ふときは今四五十萬圓は必要なるか如しとか云へり然るに是非とも三百萬圓にて辨するを要すれは第一に豫算の編製にも隨分困難せらるゝ由なるか彌々議會の協賛を經て實地に行ふ曉ともならは當務者は種々の困難に遭遇せらるゝことならん尤一ヶ年間實驗の上確實なる調査を遂け次年度の豫算を編製する際に相當の增減を行ひ爾後も一年は一年より精密且適實なる豫算を調製し眞に增すへきは增し減すへきは減し行けは三五年の後遂には眞正完全なるものを出來するに至るへし兎に角地方の當局者は最初の一兩年間十分困難を凌く



を要すへし今些々たる困難に辟易して依然地方稅支辨の舊に由るときは監獄改良上に不便を感するの大なると言を須たすして明なり是故に譬ひ一時は痛く經費を節減せらるゝとも永遠の利益を思ひ忍ひかたきをも忍ふへきと是れ當局諸君の斯道に對する義務なりとも云ふを得へし

●青森縣典獄

石川慶吾氏の北海道廳へ轉任以來暫時缺位となり居りたる青森縣典獄の椅子をは多年内務省にありて監獄の事務には熟練の聞へある大西直哉氏占められたり同氏は一時北海道に轉任せられたるか今度此榮進を見るに至りたるは予輩も乍蔭獄事の爲めに慶賀する所なり目下尚缺員となり居る典獄の位置は鹿兒島岩手富山の三縣なりとす何卒一日も速に適任なる新典獄の出現を見たきとなり

●ヘーン大尉の消息

同氏は歸國後元の如く方面監督の職に就かれ巡査本部長の代理者となり居らるゝ趣なり氏は不相變健全なれとも夫人令嬢は遠路旅行の疲勞に由るにや少々不快の樣子にて一時某温泉場へ轉地し居らるゝとの報知ありたり

●清浦前警保局長

は現今獨逸國伯林に滯在專ら種々の取調に從事せらるゝ趣なり同氏伯林着は六月十二日にて其後首として代議政治の摸樣及自治制の實際を研究し居られたるか凡そ本月の初よりは段々警察監獄の取調に遷られたる筈なり又伯林出發は十一月初と申事なり頃日の來狀に由れは時々ヘーン氏とも面會せらるゝ趣にて氏は至て懇切に各所へ案内の勞を取らるゝ由なり

●懲罰繼續執行に就て

獄則を犯し懲罰に處せられ其期限内再び獄則を犯し更に處罰せし者は前犯懲罰の終ると一日若くは二日

警察監獄学会雑誌　第2巻 第9号
矯正図書館



の猶豫を置き而して後々犯懲罰を執行する扱になり居りし向もこれありし處斯くては實際懲罰の効力を薄らく嫌あるを以て此の如き者に在ては前犯の懲罰終るを直に醫師をして身體を檢査せしめ引繼き後犯懲罰を執行するも敢て身體に支障なきを證認するに於ては前犯懲罰に引繼き直に後犯懲罰を執行し差支なきや否を其筋へ問合せられたる向ありし趣の處身體に支障なき認ある上は引繼き執行するは敢て妨なき旨を其筋より回答せられたる由

●香川縣監獄署の腸窒扶斯病

は本年四月廿七日より在監人中に發生し爾來猖獗を逞ふし一日に八十八名の多き患者を出すに至り假病監を建設するの已むを得さる塲合に立至れり豫防消毒清潔法等は嚴密に施行せられたるを以て六月上旬より漸く退却の摸樣を現し七月中旬以降頓に退滅し八月に至て全く熄滅し避病院をも閉鎖せられたる趣

なり該患者の總數は男女合計百九十九人にして內死亡せし者は二十七人滿期放免の者二十六人全治服役せる者は百四十六人なりし由

●看守長及看守の禮式

は從來別に規定を設けられさりしを以て大概ね警察官禮式に準據し各地方適宜に施行するとなりしか兎角十分一定といふ譯にも參らさりし模樣なれは今回警察禮式の訓令ありしを機とし一切之に依らしむるの趣旨を以て更に特に訓令を發せられたるなりと云へり然るに典獄以下書記等の禮式は如何との疑問を懷かるゝ向もありとか聞けは因に一言せん抑も看守長及看守の禮式を規定するは其一定なる制服を着用し兵器即ち刀劍を佩用するに由り一擧一動悉く一齊に出てんと紀律上必要なれはなり是れ警察官吏等と其必要を同ふする所なり典獄及書記等は制服なし故に一定の禮式を行ふの必要あるとなし惟社交上普通



なる禮式に依りて可なり

●監獄官吏の在監人に對する答禮

は目下區々不定なるか如し宜く一定すへきなり予輩の信する所に由れは單に注目するを以て當を得たりとせんか予輩の從來見聞する所にては典獄の中にも在監人の敬禮に對して一々脫帽の答禮を行はるゝ方あり寧ろ不倫の嫌なきか

●敬禮の號令

も遂に未だ一定するに至らす殊に目立ちて見もるは看守に於て囚人に敬禮の號令を下すと同時に自ら敬禮を行ふものあるとなり是は抑も何の謂れあるとにや解し難し又囚人中號令を待たすして個々隨意に敬禮を行ふものあるを見聞すると稀ならす紀律上不都合なりと言はさるを得す又刑事被告人の裁判所へ往復するの途上或は囚人の外役に出てたる際相當官吏に遭遇するとあれは笠を脫して敬禮するともありとか云へり是も不都合たるを免かれさるへし元來此等の塲合に笠を被せて面を覆はしむるは將た何の必要ありて然るかを一考すれは足れり

●在監人領置品

の取扱に就ては何れ簡便法を設けらるへしとの趣を前號に記したるとなるか其後傳承する所に由れは特に規定を設くる迄もなく內務省所管物品出納規程第五條に據りて取扱ふとすれは物品取扱主任に於て出納を了し物品會計官吏に報告するのみにて足るを以て決して煩雜に堪へ難しとの苦情あるへき筈なしと云へり尤尙此上成るへく手續を簡便にせんとの詮議も之なきにはあらすと然るに說を爲すものあり監獄則第八條には典獄之を領置すと明記あれは毫も物品會計規則に據るへき理由なし監獄則は一の特別法と見て可なり殊に物品會計規則の發布は廿二年六月（施行は十月よりなれとも）にして監獄則は一ヶ月の

後即ち同年七月の公布に係れり兩則とも同く勅令にして後發法の前發法を變改する効力あること勿論なれは在監人携有品の物品會計規則に據るを要せさること明なり云々と予輩は此說に同意すること能はす監獄則は監獄の規程を設け物品會計規則は物品會計の規程を設くるものなり兩者の間劃然たる區域の存するあり互に相侵すへからす監獄則は監獄の管理者たる典獄の當に爲すへき職務を規定し物品會計規則は政府に屬する諸物品の會計上に關する順序手續を規定するなり故に在監人の携有品にして既に政府に屬する物品たる以上は當然物品會計規則の規定に依らさるへからさること勿論なり予輩は謂へらく典獄は其監獄の管理者たる職務上在監人の携有品を領置するものなれは一旦之を領置し尋て之を物品取扱主任に付して保管せしむへしと此の如く解すれは復た何等の疑團あらさるへしと信す

●假出獄の上申書

は一通にて足ることなるに今日にても往昔の如く二通つゝ差出す向もありて其筋にては其都度不用の一通の始末に困却せらるゝとか聞けり繁文省略の今日無益の手數は感服せさるなり總して指令は別紙を以てすることなれは現今正副二通を要するは特に規定ある場合の外之なしと聞けり

●假出獄停止の報告

は内務司法兩省へ別々に差出すへき筈の處間々兩大臣宛にて報告し其上時としては別に内務大臣宛の報告を二重に差出す向もありとか是亦無用の手數なりと云へり

●旅費規則の改正

概して金額を減せられたりと雖管内外の區別を廢せられたれは巡査及看守諸君に取りては實際反て利益ある改正なるか如し殊に今後は管内外の區別又は御用柄に依り減額するを許さるゝ筈なりと云へは全體に減額するか或は月額を定めて給與するの外は旅費減額の途なしと云ふへし又判任官の待遇を受くる監獄醫及教誨師の旅費を特定せられたり是は金額の多少に依らす特別なる規定を設けて是等名譽職を優遇するの實を示されたるものなりと傳聞し感激の外なし實に監獄醫及教誨師は高尚なる名譽の職なり政府の之に對する待遇も漸次其歩を進め逐々優渥に傾くに由り諸君に於ても愈々自重自守する所ありて倍々政府に限らす僚友より延ひて社會一般の尊敬を享くる樣厚く注意ありたきなり諸君に於て自ら品位を進めらるれは社會は諸君を待つに判任官を以てするに止まらんや政府豈亦諸君を顧念する所あらさらんや筆の序に謹て一言を呈す

●巡査看守の任免辭令書

巡査及看守は判任官待遇となりたるを以て其任免賞罰の辭令書も自今判任官同樣となり廳府縣に在ては廳府縣名を以て辭令書を發し集治監假留監に在ては内務省名を以てすることに定められたりと云へり

●集治監看守

の辭令書は兼て本省より辭令用紙（桐章漉込の分）を受取置き左の書式に由り調製するとなるへしと思考す

何集治監看守ヲ命ス

年　月　日

内務省

何集治監看守何某

看守ヲ免ス

年　月　日

内務省

右は從前集治監に於て監名を以て辭令書を發したるときに比すれは看守諸君の光榮同年の談にあらすと

思惟すれは態と一二例を掲けて一粲を博す看守諸君よ人爵一歩を進むれは天爵は二歩も三歩も進ませされは社會は諸君の光榮を見て反て冷笑すへし諸君乞ふ政府優待の盛意を辱むること勿れ因に記す精勤證書の如き一定の雛形あるものは從前の通なりと

### ●典獄の補充

を退職將校に取るの端緒開けたるを賀す吾人は監獄官吏上は典獄より下看守に至るまて成るへく軍人を以て補充せんことを希圖するものなるか今般豫備陸軍歩兵大尉木下勝全君の北海道集治監空知分監長に任命ありたるを見て吾人の持論の漸次實行に至るの前兆として欣抃雀躍の至に堪へさるなり本誌第七號に普國内務省所轄諸監獄の典獄の出身を記載せり同國に於ても典獄の過半は將校より出つるものなるを知るへし尚書記看守長に至るまて成るへく豫備の軍人を以て補充せんと監獄並に軍隊雙方の利益なるへし

### ●預金の利子

**在監人領置金**は其携有金なると給與工錢なるとを問はす悉皆預金として寄托するとなるに利子を取ると能はさるとは殘念千萬のことにそある今何故に當然取るへき利金を棄てゝ顧みさるやと問ふに當局者は夙に熟知せられん如何にするも權利者に分與すへからさる奇零の金額あると何人を以て所有主と認むへきか不分明なる金額を生するに由り經濟上あるまじき談にはあれとも現行法の規定如何ともすへからされは暫く無利子預入の變則に依ると必要なりと決せられたる次第なりとか聞けり刑法改正の曉工錢を必すしも給與するを要せさるととなれは在監中の行狀既に各官廳の判任官は新に採用の際五人に一人陸軍滿期下士を以て補充すへき筈なるにあらすや不幸にして實際未た普く此の如くなる能はさるは吾人の痛く遺憾とする所なり

如何に由り出獄の際始めて眞に給與する次第なれは其利子を監獄の用に供するも無論差支なきに至るへし故に其時節到來する迄は無念を忍はさるへからさるなり携有金は元來保管金の性質を有すれは利子を付せさるも可なる譯なり唯現今取扱の便宜上之を預金となすことなり故に目下の問題は給與工錢の利子なりとす若し其利子を各囚人に分與するを要せすとの確論あらは幸に垂示せられよ果して確乎たる論據あらは固より利子を付せしむることに改めらるゝことならんと信す尤工錢は出獄時を待たすして所有權既に作業者に移るものとの解釋は一定し居るなり監獄則施行細則第五十三條の如き則ち其一例證なりとす

### ●營養物と嗜好品

との間には區別なかるへからす監獄則施行細則第六十二條に所謂食物とは取も直さす營養物の義なり食物は獨逸語の Nahrungsmittel にして嗜好品は其（Genussmittel）に當れり食物とは生活に必要なる營養物なり本邦の生活方に在ては飯と之に添へて食ふ菜を謂ふなり營養物には飲料と食料との二種類あり本則には單に食物と規定すれは飲料は包含せさると勿論として魚類なり野菜なり鳥獸肉なり世間飯の菜として通用する物品を指すものと解すへきなり然るに往々菓子、菓物、砂糖、餅等の如き所謂嗜好品を購給して異さる向もありとか聞けり聊か不穩當なるへしと思考す既に其筋にても贅食物は不相成と指令せられたる先例もありと聞けり贅食物と嗜好品とは同物異名なり要するに嗜好品を購得せしむるは監獄の紀律と一致せさるか如し異見ある諸君の一考を煩はす又購給食物は一回分を限とすへし若し第六十三條の制限は購給の回數と全額とに止るものとすれは一度購得すれは其食物を貯へ置きて翌日も翌々日も賞玩して可なるとなるへし豈此の如き道理あらんや

警察監獄学会雑誌　第2巻 第9号
矯正図書館



●宮崎縣監獄署復た押丁なし

嗚呼賀すへき哉地方監獄に於て押丁廢止の實行を見るは宮崎縣に於ては内務大臣の許可を經て來年度より押丁を全廢し看守のみとせられたりと吾人は同縣典獄に向て深く其勞を謝せさるへからす吾人常に謂へらく監獄に二種の戒護吏あるは紀律を嚴正にし秩序を明確にするの所以にあらすと既に其筋に於ても久しき前より押丁廢止の議ありと傳聞し寄よ左もあるへきことなりと思惟せり然るに經費上の都合ありとかの故を以て段々遷延して今日迄も其實施を見さると如何にも殘念至極に感したる折柄宮崎縣の吉報を聞き殆と手の舞ひ足の蹈むを覺へさるなり同縣典獄の規畫宜さを得て他に先ち此美擧あるは誠に稱揚すへき偉績なりと謂はさるへからす典獄は言を須たす知事書記官より以下監獄書記看守長諸君に至るまて宜く此功を分つへきなり然りと雖大功は一朝にして能く收むへきにあらす殊に今日經費を節減して以て改良の事業を擧くへき時運に際すれは經濟上容易ならさる困難に遭遇せらるゝことなきにあらさるへし且や事創始に屬し善惡共に他の標準となるへきを以て單に一地方の利害を以て之を見ることなく百折屈せす千挫撓ます能く其難局に當り必す殊切を盡ふして善美の成績を滿天下に表示せられたし吾人は各地方の監獄官諸君と共に刮目して之を待てり

●看守の俸給

に就ては前號既に記載する所ありしが何分其影響殊に少からすとて心痛せらるゝ向多しと聞き默止するに忍ひす聊か再記する所あらんとす巡査の俸給は八圓以上に改まり看守の俸給は依然六圓以上とありては看守諸君の不安なるも當然なるへし典獄諸君の心配も無理ならす吾人も亦遺憾千萬痛恨至極にて斷腸啻ならさる思ひにはあれとも時の不幸と觀して暫く忍耐せさるへからさるなり諸君試みに思へ往者には巡査のみ種々の恩澤に浴し看守は同時に均霑することを得さるか如き奇觀ありしと雖近來は監獄改良の響と共に看守の職務は巡査に比し決して劣る所なしとの事實を承認せられたりけん續々看守の爲めに利益となる規定を設けられ今は最早俸給の外は巡査に一籌をも輸することなきに至りたれは此最肝要なる俸給の利益をも獨り巡査に厚くして看守に薄きの理なければ早晩看守の俸給をも巡査と平衡を得せしめらるへきと疑なしと信するなり然れとも譬ひ如何なる理由の存することにもせよ兎に角俸給の金額に於て巡査のみ優恩を得たると監獄の爲めに悲痛して措かさるなり職務に對する報酬は種々あれとも其中首位を占むるものは固はすして金錢上の利益即ち俸給なると第一看手に官吏をして其人を得せしめさるへからす人物を得るの捷徑は俸給を饒にするにあり何となれは俸給饒なれは衣食住に乏きことなけれは自然に品位も高尚となるへし品位高尚となれは社交上他の尊敬を受くへし尊敬を受くへき地位となれは學識ある人物も好て之に就くの風潮を將來すへし古人の衣食足て禮節を知るの金言千古に垂れて吾人をかさるなり故に他の方法に由て何等の優恩ありとするも俸額を增加して巡査と匹敵するに至らされは看守の心中決して安きこと能はさるへく吾人も亦斷して滿足せさるへきなり仄に承る所に由れは表面勅令の改正を見るには至らさるも來年度の豫算には甚しく巡査に讓らさる平均額を以て看守の俸給を積り實際に於ては巡査と看守との間に徑庭なき樣にせんとの議もありとか若し其事眞なるに於ては名を取るよりは德を取れの俚諺の精神に適し一時の方便としては得策なるへし然れとも永く此の

矯正図書館



如き姑息策を以て甘心すへけんや何卒成るへく速に名實併行の策を講せられんことを切望して已まさるなり吾人は巡査の俸給も單に最下の二級即ち六圓及七圓を劃りたるのみにて最上級に至ては毫も看守と異なることなきを以て今遽に慌てゝ大聲疾呼するを爲さす其筋に向て徐に處置あらんことを希望するに止むへし（廳府縣の看守も昨廿三年勅令第二百二十九號に據り勤續滿九年以上の者は月俸十二圓勤續滿十二年以上の者は十五圓を給することを得る筈なるに或は之に氣付かれさる向もありとか云へは因に一言す）且現今看守は巡査に優る特點を有する廉なきにあらす試に列擧すれは在監人の減少に由り過員となりたる看守は一年間現俸の三分一を給して休職となすことを得るなり巡査は配置上過員を生するも此恩典なし直に罷免せらるへきものとす又巡査は教習中六圓の月俸を受くるを正則とすれとも其半額まて減額するとあるへき規定なり看守は教習中と雖必す全額を受くへき權利あり其他北海道集治監の看守は勤續滿五年以上にて勤勞拔群なれは現俸四分一以内の加俸を受くることを得へし休職と云ひ加俸と云ひ他に無類なる特別の恩遇を受くるものは實に看守に外ならす（技術官の休職及陸海軍の加俸は格別とす）看守諸君も天恩の優渥なるに感泣し一時俸給の一點は忍ひて可なり

●巡査と看守との職務

を權衡に懸けて較ふれば其難易及輕重如何との問題を聞くこと屢々なり是は容易に判斷すへからす土地に由り時に由り場合に由り種々樣々なるへし決して一概には論すへからさるへし今其要素を數へ立てんとするも中々容易の業にあらされば敢て玆に詳說せす近時巡査より看守に又は看守より巡査に轉せられたる方ありて兩者の職務の難易を事實に就て調査し本會に投寄あらは幸甚の至にこそ其輕重に至ては吾人之を論說するを好ます暫く人々の判斷に任す

●奉職滿五年以上の解釋

明治廿三年勅令第十號及同第百四十六號の奉職滿五年以上とは勤續の意味なりと云へり然るに予輩は少しく疑なきこと能はす同じ巡査又は看守に關する勅令にても俸給に關する方即ち廿三年勅令第二百廿八號及十九年內閣達には明に勤續滿何年と記しあれば勤續を一條件とする規定に於ては其旨を明記すると此の如し故に予輩は最初奉職滿五年とは勤續の謂にあらす前後通算して奉職の時間五年に滿つれば設ひ中途に斷續するとありとも可なりと解し居りたるなり近來傳承するに廿三年勅令第九號の郡區長任用令には五箇年以上官務に從事し云々とあり全く他の勅令と筆法を異にしかくてこそ前後通算するも可なれとも奉職滿五年とある滿字には無論勤續の意を寓するなりとの議論遂に勝を占め斷然其事に解釋を決定せられたりと云へり

●一房內に二人

を入れ置くことは嚴禁すへきなり設ひ如何なる都合ありとも決して容赦すへき限にあらす予輩は今更其有害なる理由を喋々するに及ばすと信すれは別に贅言を費さす然れとも往々實地に就て此忌ひへき拘禁方を目擊すれは御注意の爲め一寸

●假宣告の效驗

愈々著明なりと聞く單に白耳義國に止まらす米國に於ても此新法を實行し眞に其有效なるを確めたりと聞けり予輩は諸外國の刑法又は監獄に關する雜誌に毎々假宣告の記事あるを見て世人の之に注意するの深きを知るなり本邦に於ても是非とも早晚此名案を實驗するの機會あらんことを切望す因に假宣告の語は小く穩當ならさるやの感なき能はす之を假處刑と改

警察監獄学会雑誌　第2巻 第9号
矯正図書館



稱して如何敢て譏者に質す

●在監人の訴願法

本邦監獄則には在監人より監獄官吏の處置に對して訴願するの規定を設けて曰く第五十條囚人懲治人及刑事被告人司獄官吏の處置に對し情苦を訴へんとするときは第四條に記載したる官吏巡回の際封書又は口述を以て申告することを得と予輩は少く不滿なきこと能はす抑も人は必すしも過失なきこと能はす又誤見あるを免かれす故に此等の場合を慮り訴願の途は十分洞開し置くを可とすへし然るに我國の實況にては内務大臣の派遣せらるゝ巡閲官は三年一回か四年に一回か來るに過きす隨時とは如何にも空漠たる談なれは先つ此巡閲官に向て訴願を提起するの途はあれともなきか如き姿と言ふを得へし又地方長官の巡閲は少くとも一年一回以上とあれは眞に訴願の道具はれりとは之れか爲めに言ふへきもこれとて僅々一年一回位のとなり判事檢事の巡視とて定期もならされは訴願の便十分なりと謂ふへからす兎に角運動の自由を有せさる在監人のとなれは監獄の紀律と背馳せさる限りは不腹の氣を滿すへき道を開通せんと最緊要なるに其劑合には訴願の方法不完全なりと窃に思惟するなり今如何せは可なるやと問ふに差向内務省に監獄巡閲官を特設して其各監獄を檢關すへき期限を定め且書面を以て監獄の監督官廳即ち第一次には地方長官第二次には内務大臣に訴願し得へき規定を追加し凡て監督官廳に宛て在監人より差出す書面は典獄の檢閲を要せさるとせられたし是れ文明國の監獄たるには必要なる條件なるへし云々と某學者の談話を其儘一筆す

●囚人を裁判所へ召喚

の儀に就ては去十九年十月中司法大臣より各裁判所へ内訓の次第もあり事の重要なるものにして他に充分なる證憑なく且其の取調方を囑托することを得さる場合に非されは成へく召喚せさる筈なるに近來往々些々たる事件にて監獄に取調方を囑托し來れば十分間に合ふへき場合と思はるゝにも拘らす裁判所よりは事實參考人として容易に召喚せらるゝこともありとか聞く若し果して事實ならば行刑上甚だ不利益なるとなれば前顯内訓（是は當時各地方へも通牒ありたりと云ふ）を引き篤と裁判所へ協議し今後他の被告事件にて刑の執行中に係る囚人を漫に召喚するか如きと絶てなきに至る樣注意ありて然るへし

●短期囚

は監獄の爲めに第一に貴重なる賓客なり最大切に待遇せさるへからす然るに實際に於ては輙ち入り輙ち出づる者共のみにて實に厄介此上もなけれは深く之に注意するに遑あらす作業も僅に申譯迄に藝工に就かしめて朝から晩までトン々々と藝を打たしめ置くに過ぎさるを例とす是れ豈貴重なる賓客を待遇するの道ならんや短期囚は何故に貴賓と謂ふやは今更辨を待たさるへし唯此賓客をして監獄常住の顧客たらしめさる樣特別の處遇方を定められたきことなり尚本邦にて短期囚と謂ふは抑も何者を指す乎其定義あらさるか如し一年以下を謂ふか將た百日以下か一月以下か

●典獄の席次

廳府縣には高等官數人あり故に職務上席次を定むへき場合には何等かの標的なかるへからす今聞くか如くんは書記官以下の諸官を通して俸給の多寡に由り俸給同額なれば任命の前後に由り任命同日なれは前官の上下に由り席次を定むる定めなりと然るに何廳の官制にても典獄は末筆に記しあれは或は其必す末席を占むへきものなるやに考ふる人もあらんかと懸念すれは此に一言を辨す尤地方の過半にては俸給の

矯正図書館



額に依るも典獄を最下等とするこそ遺憾なれ冀くば漸々品位を進め來りて其俸額を增加せざるべからざるの連に致したきとなり

# 警察監獄彙報

●警視廳警察令　今回警察令第十四號を發し人の住家に就き金錢物品の寄進惠與を勸誘する者の取締方を公にせられたり抑も金錢物品の寄附を求むる者の多き中には折角勸誘し得たる金を目的の事に使用せず已れ等先づ酒食の資となす者少なからず從て是等の勸誘者良民の累となること今日初めての事柄にもあらされども近年は殊に是等の輩橫行し故人某々の建碑、銅像の設立又は何々神社佛閣の建立抔と稱へ全く知緣もなく又毫も關係なき人々の住宅に就き金錢物品の寄進を求め、求めに應せざるときは容易に立去らす且其求に應し些少の金錢にても惠みたる其人の身分華族若くは富豪ならんか彼等は忽ち其姓名を勸化帳に筆太に認めこれを携へて東隣西家次第〳〵に說き廻りて良民の迷惑一方ならされとも之を制裁するの法なきに乘じ益々增長し終には親しく要路の有司を訪問し其目的を述へ立て〵寄附を求むる輩さへ出て來り從來の儘にては右の如き不良の勸誘を取締るの道なきより遂に警察令を公にし先づ目的の如何に拘はらず總て寄附勸誘相成らずと竝に其取締の廳の認可を經さる者は名義の如何に拘はらず總て寄附勸誘相成らずと竝に其取締の道を開きたれとも此の警察令の配下に屬する者は明文中にも見ゆる通り同しく寄附金募集の中にても親しく人の住家に就きて勸誘する者に限りたるものにて單に新聞紙上の廣告等を以て義捐を募るが如きは勿論警視廳の認可を受るに及ばすと云ふ精神なりと聞く

●逮警罪の改正　我が現行逮警罪に對する處分は十日間の拘留と一圓九十五錢の科料にして其最輕は纔かに五錢の科料なり此の立法の精神は金錢を重んじ体刑を輕んじたるの致す所即ち極貧者を憐むの意思を含みたるなるべしと雖も拘留十日間と科料一圓九十五錢との對比は不權衡の尤も甚しき者なりと今回其筋に於て起稿せし改正逮警罪は拘留廿五日若くは科料二十五圓と改め恰も本刑の罰金と同樣拘留一日に科料一圓を以てするとと改むるの議ありと聞く

●神奈川警察の方針　神奈川縣警部長菅井誠美氏が赴任以來初めて縣下各警察署長を本部に召集し署長會議を開かれしが同日議事に先だち警部長は其抱持せる意見を述べ警察事務に對する向後の方針を指定し從來發布規定したる諸規則にて往々之れが實際に於て寬弛に失したる者は今より之れが履行を爲し之れが違反なき者は此際適當の法に依り嚴重となし徒らに治法をして死法たらしむるなからんことを企圖す云々とありしと聞く

●コレラ死體に關する騷動　福岡縣三潴郡大善寺村にてコレラ病に罹り死亡せし者ありしより埋葬準備中の處死者の兄某外同村民六十餘名竹木等を携へ馳せ集り久留米警察署より出張せる巡査に暴行を加へて死體を普通埋葬地へ埋葬せんとするにより巡査は己を得ず拔劍して某の左股を斬り付けたるも右死體をば遂に持去りて普通墓地に埋葬したるより同署にては九名の監督巡査を派出し若津警察署よりも警部の出張ありたり彼是搜査中終に廿一名の暴行者を捕縛したりと同地の通信に見ゆ

●果して實行あり　滋賀縣木の本警察署部内は近頃頻窃盜の出沒甚しく已に同署請巡査田代矢川の兩士は夜警中賊と鬪ひ重傷を負ひたることさへあり同署の警戒容易ならず隨て部内各村にても毎夜夜番等を設け官民力を協せ防禦しつゝありと然るに同部内に字小櫻村といふ新平民の部落あり從來警察の手に除まる難所にして惡漢の來集多く强盜、窃盜、賭博犯等の前科ある者多く居住する所なれば警察署にては早くも此村に着眼し又警察部よりは應援として特に撰抜したる特務巡査を派出し内外相應じて搜索する所ありしが遂に同村にて少しの端緒を得たるより去三日木の本警察署長は特に彦根裁判所に照會し豫審判事鈴木伍三郎檢事鈴木温雨氏の立會を求め別に彦根、速水兩警察署より應援として數十名の巡査を借受け署長騎馬にて自ら此數十名の巡査を指揮しつゝ午後三時頃不意に四方より押寄せて同村を取卷き嫌疑ある家は片つ端より家宅搜索を行ひたる見込は違はず曩に品五十餘點を發顯せしにより之を證據として實物なる上島源五郎川越三六、荒井伊三吉、中川彦四郎、其他數名の者を捕縛せられたるは中々に勇ましく田舍の事とて近傍村々は一時非常に狼狽せしと同縣本誌の購讀員某より態々通信せられたり

●日本の曠品佛國に於て發見す　遠州見附の豪商某は先年秋葉神社と三尺坊と分離せし時三尺坊の鍵を保監し居る某と共謀して實物なる黄金の香爐を取り出し遠州濱松の某鑄物師に吩付て鑞にて其摸造品を製造せしめ之を其儘今の可睡齋へ引渡し黄金の香爐は外國人某に賣り渡したりしが先年佛國大博覽會の時この香爐は日本美術品中に陳列せられて其履歴書さへ添付しありたるを端なく我が派出官吏の認むる所となり歸朝の後訊しと思ふまゝに可睡齋に聞き合せたるより其の實庫を開きて撿するに黄金の香爐は何時か鑞と化し居るにぞ大に愕き種々穿鑿を遂けたりと末終に豪商某の所爲と分り此程其筋へ拘引されたりと聞く

●密賣淫男子の取締に就て　從來の賣淫規則には別段買淫客に對する處分あらざりしより苟くも免れて恥無しと云へる下等社會の常情を守り益々增長するの勢あるに付今度は其處分をも設けんとの議ありたれとも何故か反對者多くして成立せす結局淫賣婦と共に拘引して大に將來を戒め其差配人及び妻ある者は妻に、無妻者は親屬或は隣保に同居人は其家主に引渡し餘程手厚く取扱はんとの議に決するの摸樣あれば多分近日中實施の運びに至るならんが此は過般來現に下谷警察管内に於て實施しつゝある方法に準して其結果甚だ宜きより遂に一般に及ぼすの勢ひに立至りなりと聞く

●獨逸人の被盜品發見す　神戸居留の獨逸人ラート氏は日本の古器物を愛し多く所藏する人なるが去る八月十六日の夜窃盜忍入り種々の器物を盜み取られたるに同氏の樂器ありて同氏が殊に愛玩せし者なれは如何とも取戻さんと同地の警察署に到り只管搜查を願ひしに故種々探偵の末大坂府に照會ありしかば西警察署の特務は百方盡力し此賊の見込にて同署へ拘引せし二人を取調るに正しく古樂器を盜取る事を白狀し其賣先も分明せしかばラート氏に下渡したるに同氏の歡び一方ならず態々同署に來り我國警察の行屆きしを賞讃し大に謝したりといふ

●火藥の密造　愛知縣名古屋市伊勢町銃砲火藥賣

買免許商江間理三郎、同家屋人同市新柳町山田彙三郎、同縣東春日井郡瀬戸村稲川求爾の三名にて昨年來火薬密造を計畫し東春日井郡の内人跡稀なる馬ヶ城と稱する山間の僻地を撰み密造に着手し數百貫の火薬を製造密賣しつゝありしを警察署の探知する所となり去る七日江間山田の兩人は自宅にて稲川は瀬戸にて捕縛せられ同時に數名の警部巡査江間の自宅及び製造所に出張し取調べたる所江間方の天井裏、佛壇、床下等に數十貫目の火薬が隠してありしを以て悉く引上げ被告三名は一應名古屋警察署にて取調の上翌八日撿事局へ送致せし由

●巡査の賢所參拜に就て

是迄判任官の海外派遣の際は總て賢所の參拜を仰付けらるゝ例なりし由然るに清國上海及朝鮮國各地在勤の外務省巡査は準判任官の待遇と定められ勅令を適用し内地の巡査同樣判任官相當の待遇を受くべきに付ては其赴任の際一般判任官の例に倣ひ賢所參拜を仰付けらるべきやの或は判任官たる巡査とは其間一の階級あるのみならず在勤地も本邦に接近し又宮中に於る内規にも抵觸するの廉もあれば總て該參拜を仰付けられざる方却て至當ならんとの議論目下其筋に起り彼是協議中なりと聞く

●無籍者取締法

近來無籍外國人頻々として我國に渡り亂暴狼籍を逞しふする由は既に讀者の知る所なるが政府に於ても最早打捨て置くべからずとの議を決し愈々取締法の調査に取掛りしが右結了の上は一應外國公使等に照會し置き總て警察官吏に委して實施せしむる都合なりと

●九年以上勤續巡査

巡査の俸給は此程發布の勅令にて來年四月より月俸八圓九圓十圓の三級とし且つ九年以上の勤續者に十二圓、十二年以上の勤續者に十五圓を給し得るとなりたるに付警視廳にては右三級に屬する者を同じ人數ゞ爲して平均九圓俸を給し九年以上の勤續者にはそれ〳〵增俸を與ふるとなして計算を立てたる赴尚ほ又府下に於ける右等勤續者の數を聞くに市部に在りては二百十三人、九年以上の者二百十八人合計四百五十五人、郡部十二年以上の者六十九人、九年以上の者四十三人合計百十二人、市部連帶（留置場勤務及在敎習所巡査）十二年以上の者一人九年以上の者一人市部十二年以上の者に十五圓を給するも其俸給額市部六千百八十六圓郡部千五百五十一圓市部連帶二十七圓なれば併せて僅に七千七百六十四圓なりと云ふ

●同八年以下

九年以上勤續巡査の數は前項の如くなるが勤續八年以下なる者の數は市部二千三百〇二人郡部三百九十一人市部連帶十二人總計二千七百一五人にして都合二千七百一〇圓なりと此俸給は八圓九圓十圓の各級を均一にして四千三百四十圓となり九年以上勤續者の俸給を併せて三萬二千百八圓となる者なりと

●支那人の贓品買

横濱に在留する支那人中不正品の購買を以て業とする者ある由豫て聞く所なりしが近來に至りこれらの徒追々增加したる赴きにて捕縛し程なく盜犯松田熊次郎なる者警視第二課の手にて捕縛したるに同人が盜み得たる金時計（大浦警保局主事の被盜品）代償二百五十圓の品去七月二日橫濱百卅七番館なる品山と云へる者に僅か五圓にて賣渡したる事白狀に及びしより去る十一日警視廳より巡査白井某氏橫濱に出張し同市居留地警察署に至り井原警部と共に清國理事府に赴き領事に面會して事情を述べ同府巡丁をして搜究せしめ處故買者も遂に隱し果せず松田熊次郎より買取りたる金時計を其儘巡丁の手に差出し巡丁はこれを理事府に携へ來り白井巡査は領事の手より此品を受取て歸京せし由なるが今彼等が不正品を買入れる時の模樣を聞くに豫て夫々日本の惡漢共へ贓品買の披露をなし置き偶々不正品を持參する者あれば百圓位の品物は二圓より五圓、二百圓位の品物は五圓より十圓位にねぎり落し若し直段折合ずして持歸らんとすれば俄かに大聲を發して盜賊々々と叫び無理往生に之れを賣り渡さしむるが如き惡手段を施し居る由惡みても亦惡むべし

●密賣淫取締規則

密賣淫は一層取締を嚴重にせんとするも限りある巡査をして限り無き淫賣婦を退治するは到底出來得へき事に非ず依て巡査の數を增加して驅除に力らを盡さんとすれば經費を追加せざるべからずして今日の如き政費節減の折柄、最早巡査の增員も望みなし就ては當局者も種々評議の末今度標題の如き規則を發布し驅除せんとの議起り目下同則の草案を取調中の由なるが同草案の要旨なりと云ふ

第一密賣淫者にして一度處分を受けたる後も正業に就かざる者

第二密賣淫の媒合をなしたる者にして一度密賣淫の處分を受けたる婦女を自宅へ置き正業なき者

第三夜間道路に佇立して男子を誘引したる者

第四一度密賣淫若くは媒合處分を受けたる者にして第五兩者の處分を受けたる者と同居し若くは同居せざるも平素相往來する者

第六兩者の處分を受けたる者にして人民群集の場所若くは公園地内等徘徊する者

第七兩者の處分を受け爾來一定の正業なく若くは一定の住所なき者

右等の者は徽毒撿査をなす等特に警視廳の取締に附する計畫なりと

●盜賊夜警法

盜賊夜警策は電氣を用ゆるを好とす既に夜入らば一家の入口何れも之は〻思ふ要所に電氣を通ずべし若し盜賊家内に入らんとして之れに觸るゝれば忽ち電氣全身に感じ身動きもならず盜賊却て夜明けまで張番を爲すに至るべし此の方法は地方の金滿家又は避地の銀行に施して最も適當ならんと某電氣學者の說なり

●警視廳の成蹟

近來警視廳に於ては犯罪者就中強窃盜の捕拿最も著しき成蹟を現わし去る六月の如きは强盜に罹りし者十五件にして其内十三件は犯罪者を捕へ其被害者の如きも賣買先を探し當て多くは其儘破害者の手に還附したりと云ふ斯く近來に至り其成蹟の著るしく好結果を奏したるは現任總監の注意緻密なるに由ると勿論なれども其の注意の一と通りにては其間に云ふべからざる便利を得不正品の賣買の如きは其道筋を傳ふて探ぐるが故に所在直に判明し偖こそ右の如く著るしき成蹟を奏せし者なりと云へり

●米國人ファーレン女の滿足

去月九日の夜有名なる橫濱山手居留地七十二番館米國裁縫師ファーレン女子方へ盜賊忍入り裁縫器械を始め洋服數枚窃取したる者ありしに付山手居留地警察署の巡査宮本汎氏が百方探偵の末窃盜は東京神田區東紅梅町二番地人力車夫松田久之助長男竹次郎の處爲と分りたるより直に該物品を取戻し被害者へ下付されたるよりファーレン女子は大ひに歡び神奈川縣知事の許可を經て右巡査へ金若干を贈與せり

警察監獄学会雑誌　第2巻 第9号
矯正図書館



●僞巡査の戸口調査　神奈川縣下武州橘樹郡田島村近傍へ去る十六日年齢廿一才位と覺しき書生体の男が淺黄白堅縞木綿の單物を着し白唐縮緬の兵帯を結め麥藁帽子を冠り駒下駄を穿きて川崎分署と表に記したる帳面樣の物を携へ全村五十嵐源七宅を始めとして婦女子のみ居る家又は小人數と覺しき農家に立入り無言にて豫て戸口調査の爲め貼付しある處の警號付票を見て仔細らしく懐中より一葉の紙片を出して番號を記し糊にて之を貼替へたる後家内の人員異同等を聞き澄して以前の帳面に記入し其手數料として金壹錢宛を騙取せし者ある由なるが所轄川崎分署にては目下嚴重に僞巡査の捜索中なりと云ふ

●警視廳の二十五年度經常費概算　去る廿五六の兩日和歌山縣多田游泳場に於て施行したる巡査游泳試驗の摸樣を概記せんに受驗者五十名内全科卒業證を受けし者十七名平游ぎの卒業證を受けし者六名にて巡査部長夏目信之助氏は優等賞を得たりと當日は後藤署長臨場せられ巡査の試驗終りし後一般生徒長游ぎ等もありしと會友より通信の端に見も

●海水浴惡弊革まらんとす　東海道大磯は近年避暑の好場所となり貴顯紳士及び外人の此の地に遊ぶ者頗る多し然るに從來同地には兎角惡習の存するを以て本誌に於ても之を細論せしことありしが同地の警察署長新川氏は鋭意其匡正に盡力せられ人力車の賃錢女髪結の如き土地の人民に對しては僅に三四錢なるに貴顯紳士及夫人令嬢と見れば非常の金錢を請求するが如き又同地の海水は男女混浴して甚だ風紀を紊すが如き事なれば此邊に付充分の改良を施さんと目下計畫中なりと聞く

●僞探訪　近頃又々僞探訪といふ惡むべき惡漢顯はれ擯者は某新聞社の探訪者なり御當家の寡婦との密かに公債を持出して某待合にて俳優と親しくして居るとか但しは貴家の令嬢は學校の歸り途某書生と云々なりとか一家の秘密を計り立て若公にする時は貴家の迷惑嘸かしと察し一片の德義心を以てわざ〳〵伺ひに出たり當方も營利的の事業であれば揭載さるゝ事御不都合ならば所謂詠と歌で惡くは計らひ申すまいと掛合ひ込み脅迫手段で脅かす放何分宜しくといふのをきッかけにつんと濟して全体三十圓の價値なれど二十圓にて勘辨せんとか云ふより若し記載されたる上告訴をする面倒だと眼を瞑つて五圓七圓位寃の金を出す人も

軍隊もありと聞く

●巡査游泳試驗　去る廿五六の兩日和歌山縣多田游泳場に於て施行したる巡査游泳試驗の摸樣を概記せんに受驗者五十名内全科卒業證を受けし者十七名平游ぎの卒業證を受けし者六名にて巡査部長夏目信之助氏は優等賞を得たりと當日は後藤署長臨場せられ巡査の試驗終りし後一般生徒長游ぎ等もありしと會友より通信の端に見も

●海水浴惡弊革まらんとす　東海道大磯は近年避暑の好場所となり貴顯紳士及び外人の此の地に遊ぶ者頗る多し然るに從來同地には兎角惡習の存するを以て本誌に於ても之を細論せしことありしが同地の警察署長新川氏は鋭意其匡正に盡力せられ人力車の賃錢女髪結の如き土地の人民に對しては僅に三四錢なるに貴顯紳士及夫人令嬢と見れば非常の金錢を請求するが如き又同地の海水は男女混浴して甚だ風紀を紊すが如き事なれば此邊に付充分の改良を施さんと目下計畫中なりと聞く

●僞探訪　近頃又々僞探訪といふ惡むべき惡漢顯はれ擯者は某新聞社の探訪者なり御當家の寡婦との密かに公債を持出して某待合にて俳優と親しくして居るとか但しは貴家の令嬢は學校の歸り途某書生と云々なりとか一家の秘密を計り立て若公にする時は貴家の迷惑嘸かしと察し一片の德義心を以てわざ〳〵伺ひに出たり當方も營利的の事業であれば揭載さるゝ事御不都合ならば所謂詠と歌で惡くは計らひ申すまいと掛合ひ込み脅迫手段で脅かす放何分宜しくといふのをきッかけにつんと濟して全体三十圓の價値なれど二十圓にて勘辨せんとか云ふより若し記載されたる上告訴をする面倒だと眼を瞑つて五圓七圓位寃の金を出す人も





あるので僞探訪は付上り益々各所を橫行すると云ふと早くも其筋の耳に入り目下各警察署にて斯る輩を嚴しく探偵中との事なり

●津田三藏の佩劍　滋賀縣警察部に於ては此頃大津事變の際津田三藏が佩用せる劍を箱入りとし他の兇賊の爲めに切害せられたる巡査の被服職具等と共に京都府警察部に於て同規則を制定せられたるよし

●巡査被服購買規定　巡査被服購買方法は物品購買規則（明治十五年八月一日達以下倣之）によるの外尚此規定を設くるの必要ありとし左の諸項の一以上に當る入札は之を取消す者とす

第一條　入札保證金を差出さゞる者　第二入札の文字不明瞭と認むる者　第三入札に記名調印なき者　第四條　請負を達したるときは其日より三日以内に請負金高十分の一を請負保證金として別紙第二號式上納書幷に第三號式契約書に添へ差出さしむる者とす　但し此場合に於て既に差出したる入札保證金は請負保證金を差し出す迄之を領置す　第五條　請負の達を爲し其日より三日以内に請負保證金契約書を差出さゞる者は其入札を取消し尚違約の償として入札保證金を沒收し又請負に保證金及契約期限内に請負品の全數又は幾部を納めざる者も亦未納品償十分一を差出さしめ且其買上を止むる者とす　但し本文期限は正當の理由あり延期の許可を與へたる者は固より其延期限に據る者とす　第六條　被服を納附したる時は之を檢査し若し見本品に相違したるときは其相違品の買上けを止め且前條の例に從ひ違約金を差出さしむる者とす　第七條　違約金は其達しを爲したる翌日正午十二時迄に納付せざるときは保證金を以て差引處分する者とす　第八條　見本品は主任官及請負者に於て封印をなし官署に領置する者とす（別紙書式略）

●東京人力車　此度其筋に於て取調べられたる營業の人力車數は合計三萬八千百五十三臺内一人乘二萬二千五百七十七臺二人乘一萬五千五百七十六臺にして一昨年に比すれば殆んど一人乘を減じたり又兩三年前までは二人乘五分の人力車數は殆んど一人乘の二倍と云ふ譯には行かずつまり稅金損なりとて漸次一人乘りに換らへ替へるより斯くは一人乘りの增加し來るものなりと聞く

●巡査の志願者　今度北海道廳警察部にて巡査百名を募集する旨東京及奥羽各新聞へ廣告せしに志願者俄かに顯出し同部へ宛て志願書の到達する者日々四五十通の多きに及び去る十七日迄に四百餘通に達したれば此先來る三十日迄にては幾百通に至るべきやも知れず中には立派なる履歷を有し警部も及ばぬ程の人物多ければ今回撰拔の巡査は何れも適任ならんと

●警部を增員　北海道廳警察制度を變更し土地の狀況により警部を以て分署長と爲すことゝなり厚岸外十七分署を廢し特に分署を置き警部を以て其署長とすることに定められたるも目下警部は不足にて假りに巡査を以て署長とせられたるも一時の變則に

て經費の許す限り其俸給額内にて警部を増加し追々全道の警務は戸長にて兼任せず專任署長を置くの計畫なりと聞く

●婦人の殺人犯　博士ボール、オーブリー氏。佛國の犯罪人類學雜誌に於て婦人の殺人罪に關することを論究して。尋常男子の殺人と多少特異の現象あることを述べ一々之を例證せり。今其結果の概要を擧げん。蓋し殺人の主因と云へば大概姦淫、窃盜、復仇、發狂、信教、憤怒、嫉妬、愛慕、嫌惡、貪慾、不名譽の結果あること多し。特に婦人の殺人犯にあつては窃盜と情慾とに起因すること最も多しとす。其窃盜に因る者は常に男子の共謀者あること多し、其情慾に起因する者は人は其夫或は其情夫若くは其寵を爭ふ女子に對すること多く。其方法たるや概して卑怯にして暗處に於てすること多し。即ち夫の傍に侍し衾を同ふし吻を接し手を枕らせしめて其隙を窺ひ殺戮するの類なり。又其不品行の發露するを恐れて殺意を生すること多し。自ら手を下すとあるも他人をして手を下さしむること多し。佛國下セーヌ州の重罪法廷の判決に一の母が其兒等に四十フランの盛饌を與へて其夫を殺さしめんとせし例あり背倫の甚しき者なり。又た夫人は血の出るを憚り毒殺の方法を用ゐること多し。近時化學分析術の進歩せるにより頗る例を減したるも猶往々之ありといふ。且婦人は既に死せる屍に殘暴を加ふること多し。殺し畢て猶ほ之を銃し其喉を抉し且之をさいて此屍を片々に投し或は其夫を殺し其陰部に溺するあり或は其屍を片々に切り其肉を啖ふものあり而して此等の犯罪は女子一人にて爲すと稀にして共謀男子の扶を籍ること多しと云ふ。其陰險殘毒なること人をして毛髪凜然たらしむ。婦人の犯罪に特異の點あるは其體格心性之を然らしむるか將た其社會の弊習頽俗之を然らしむるか。又我邦婦人の殺人犯は如何なる特性あるか。刑法家にして之を研究するあらば尨然たる卷冊をなし犯罪人類學上幾多の裨益を見ること蓋し少々にあらざるべし。横濱在留西班牙國領事は通辨高橋政壽氏と同伴し本月九日午後四時頃近傍立番巡査金子彦一郎氏の許に來り居留地百六番館に居住する同國人セーチルティツなる者を自分同伴同館に至り引致いたし呉るゝ樣依頼を受けたるに付巡査は領事と共に同館に至り同人を引致せし處同領事館には監倉のなきを以て同夜丈け留置方の依頼ありたれば同夜居留地警察署に留置し翌十日午前同領事に引渡されしが聞く處によれば同人は窃盜の廉にて告發せられし者なりと云ふ。

●支那の惡漢追放せらる　横濱居留地百四十六番館に住する支那人魏宗伴、魏良詮の二名は前項記するが如き贋品故買の業を營み我警察官に窃盜犯探偵の便を失はしめしと勘からざりしが同人等は此程同港清國領事廳に於て審問の末本國へ追放する事に決せし旨同領事より神奈川縣知事の許へ通牒したりと

●東京墓地取締の一班　先頃府下千有餘ヶ寺の寺院へ向け墓所を調査の上各墓地の境界等を明にし其墓所圖面一通を差出すべき旨を達せしに付き芝淺草本所深川の四區は悉皆整理したるよしにて其他の十一區は目下準備中なりといふ

---



朕茲ニ巡査俸給ノ件ヲ裁可ス

御名御璽

明治二十四年八月十日

内閣總理大臣　伯爵松方正義

内務大臣　子爵品川彌二郎

勅令第百六十九號

巡査俸給令

第一條　巡査俸給ハ左ノ如シ○一給　十圓　二給　九圓　三給　八圓○第二條　巡査勤續滿九年以上ノ者ハ月俸十二圓滿十二年以上ノ者ハ月俸十五圓ヲ給スルヲ得○第三條　巡査教習所ニ於テ職務教習中ノ者ニ限リ月俸六圓ヲ給ス但地方ノ便宜ニ依リ其半額迄ハ之ヲ減スルヲ得○第四條本令ハ明治二十五年四月一日ヨリ施行ス

朕巡査看守待遇ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十四年八月十日

勅令第百七十號

巡査監守ハ判任官ヲ以テ待遇ス

内務省令第十一號

第一條　刑死者ノ墓標ニハ氏名、法號、族籍、年齢、生死ノ年月日ヲ記入スルニ止メ他ノ事項ヲ記スルヲ得ス○其墓標ハ還骸埋葬地又ハ祖先塋域ノ外之ヲ建設スルコトヲ得ス○異樣ノ墓標ヲ建設シ及文字ニ彩色ヲ施スコトヲ得ス○第二條　所轄警察署ノ許可ヲ得スシテ死刑者ノ爲メ公然祭祀ヲ行フコトヲ得ス但親族ノ香花ヲ供スルノ類ハ此限ニ在ラス○第三條　刑死者ノ寫眞其他肖像ヲ公然陳列シ又ハ販賣スルコトヲ得ス○其他總テ刑死者ヲ賞揚哀悼スルコトヲ得ス○第四條　前各條項ニ違背シタル者ハ二圓以上二十五圓以下ノ罰金若クハ十一日以上二十五日以下ノ輕禁錮ニ處ス○第五條　犯罪ニ關シ現ニ捜査、起訴、勾留、服役中ノ者若クハ捜査、起訴、勾留、服役中ノ者ニ付地方長官（東京府ハ警視總監）ハ安寧秩序ヲ保持スルニ必要ナリト認ムルトキハ特ニ命令ヲ下シ第一條第二條第三條ニ揭クル所爲ヲ禁スルコトヲ得其命令ニ違背シタル者ハ第四條ニ據リ處分ス

朕内務省官制ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

●巡査俸給令●巡査看守待遇ノ件●刑死者墓標等取締ノ件●内務省官制

警察監獄学会雑誌　第2巻 第9号　　矯正図書館



勅令第八十八號　明治二十四年七月二十四日

内務省官制

第一條　内務大臣ハ地方行政、議員撰擧、警察、監獄、土木、衛生、地理、氣象、社寺、出版、版權、戸籍、賑恤、救濟及鐵道ニ關スル事務ヲ管理シ中央衛生會、鐵道廳長官、警視總監、北海道廳長官及府縣知事ヲ監督ス○第二條　内務省專任參事官ハ三人ヲ以テ定員トス○第三條　參事官書記官ハ通則ニ據ル職務ノ外監獄巡閲ノ事ヲ掌ル○第四條　内務省ニ左ノ六局ヲ置ク　縣治局　警保局　土木局　衛生局　社寺局　庶務局○第五條　縣治局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル○一　議員選擧ニ關スル事項　二　府縣會、府縣經濟其他總テ府縣行政ニ關スル事項　三　郡區會、郡ノ經濟其他總テ郡區行政ニ關スル事項　四　市會、町村會及市町村經濟其他總テ市町村行政ニ關スル事項　五　府縣費ニ關スル事項　六　賑恤及救濟ニ關スル事項○七　府縣立以下ノ貧院、盲唖院、瘋癲院、育兒院其他慈惠ノ用ニ供スル營造物ニ關スル事項○八　徴兵及徴發ニ關スル事項　九　地方行政事務ニシテ他ノ主管ニ屬セサル事項○第六條　縣治局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル○一　議員選擧ニ關スル事項　二　府縣會、府縣經濟其他總テ府縣行政ニ關スル事項　三　郡區會、郡ノ經濟其他總テ郡區行政ニ關スル事項　四　市會、町村會及市町村經濟其他總テ市町村行政ニ關スル事項　五　府縣費ニ關スル事項　六　賑恤及救濟ニ關スル事項○七　府縣立以下ノ貧院、盲唖院、瘋癲院、育兒院其他慈惠ノ用ニ供スル營造物ニ關スル事項○八　徴兵及徴發ニ關スル事項　九　地方行政事務ニシテ他ノ主管ニ屬セサル事項○第七條　警保局長、庶務局長ハ奏任トス○第八條　縣治局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル○一　議員選擧ニ關スル事項　二　府縣會、府縣經濟其他總テ府縣行政ニ關スル事項　三　郡區會、郡ノ經濟其他總テ郡區行政ニ關スル事項　四　市會、町村會及市町村經濟其他總テ市町村行政ニ關スル事項　五　府縣費ニ關スル事項　六　賑恤及救濟ニ關スル事項○七　府縣立以下ノ貧院、盲唖院、瘋癲院、育兒院其他慈惠ノ用ニ供スル營造物ニ關スル事項○八　徴兵及徴發ニ關スル事項　九　地方行政事務ニシテ他ノ主管ニ屬セサル事項○第九條　衛生局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル○一　傳染病及地方病ノ豫防種痘其他總テ公衆衛生ニ關スル事項○二　檢疫停船ニ關スル事項○三　醫師及藥劑師ノ業務竝藥品賣藥取締ニ關スル事項○第十條　社寺局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル○一　神宮、官國幣社招魂社並神社祠格及古社寺保存ニ關スル事項○二　神佛各派ノ教規、宗制、神職僧侶教師ノ身分、社寺及宗教ノ用ニ供スル堂宇靡存其他總テ宗教ニ關スル事項○第十一條　監務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル○一　本省所管ノ經費及諸收入豫算決算竝會計ニ關スル事項○二　本省所管ノ官有財產及物品ニ關スル事項○三　官有地處分竝管理ニ關スル事項○四　土地收用ニ關スル事項○五　地所名稱竝地種目變換ニ關スル事項○六　水面埋立ニ關スル事項○七　氣象觀測ニ關スル事項○八　戸口及民籍ニ關スル事項○九　褒賞ニ關スル事項○十　圖書保存ニ關スル事項○第十二條　内務省ニ警保局主事一人ヲ置ク奏任トス○十一　圖書出版及版權登錄ニ關スル事項○第十三條　警保局主事ハ高等警察ノ事務ヲ掌理ス○第十四條　内務省ニ技師三人技手三人ヲ置ク○第十五條　内務省技補ハ十人ヲ以テ定員トス○第十六條　内務省ニ技師試補十五人ヲ置ク○第十七條　内務省屬ハ二百六十八人ヲ以テ定員トス○第十八條　前各條ニ定ムルモノ、外臨時建築ノ事務ヲ掌理スルカ爲ニ技師四人技手二十人ノ職員ヲ置ク

附則

第十九條　本令ハ明治二十四年八月十六日ヨリ施行ス

朕集治監假留監官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十四年七月二十四日

勅令第百七號

集治監假留監官制中左之通改ム○第五條中「一週年末ニ」ノ五字ヲ削除ス

附則

本令ハ明治二十四年八月十六日ヨリ施行ス

勅令第百七號參照

勅令第百五十三號集治監假留監官制（明治二十三年八月四日官報）抄錄

第五條　典獄ハ一週年末ニ其監ノ豫算定額内ニ於テ判任官以下特別ノ勤勞アル者ヲ賞與スルヲ得其判任官ニ係ルモノハ内務大臣ニ具狀シ看守以下ニ係ルモノハ之ヲ專行ス

朕北海道集治監分監長及北海道廳典獄特別任用ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十四年七月二十四日

勅令第百十三號

第一條　北海道集治監分監長及北海道廳典獄ハ五箇年以上官協ニ從事シ現ニ判任官六等以上ノ俸給ヲ受クル者ニ限リ當分ノ内試驗委員ノ銓衡ヲ經テ任用スルヲ得○第二條　前條ニ依リ文官高等試驗委員ノ銓衡ヲ經テ任用シタル北海道集治監分監長及北海道廳典獄ハ高等試驗ヲ經ルニ非サレハ他ノ高等官ニ轉任スルコトヲ得ス

附則

第三條　本令ハ明治二十四年八月十六日ヨリ施行ス

朕茲ニ集治監假留監高等官俸給ノ件ヲ裁可ス

御名御璽

明治二十四年七月二十四日

勅令第百十五號

集治監假留監高等官ノ年俸左之通リ定ム○東京集治監典獄　千四百圓　三池集治監典獄　千四百圓○宮城集治監典獄　千圓○兵庫假留監典獄　千圓○北海道集治監典獄　千八百圓　北海道集治監分監長　千八百圓

附則

●集治監假留監官制中改正ノ件●北海道集治監分監長北海道典獄任用ノ件●集治監假留監高等官俸給ノ件

警察監獄学会雑誌　第2巻 第9号



矯正図書館

●集治監假留監看守人員及俸給條項改正ノ件●警視廳高等官俸給令改正ノ件●北海道廳高等官俸給ノ件

本令ハ明治二十四年八月十六日ヨリ施行ス

朕茲ニ集治監假留監看守人員及俸給ニ關スル條項中追加ノ件ヲ裁可ス

御名御璽

明治二十四年七月二十四日

勅令第百十六號

明治二十三年勅令第二百二十八號集治監假留監看守人員及俸給ノ件第四ニ左ノ一項ヲ追加ス

北海道集治監ニ限リ勤續滿五年以上ニノ勤勞拔群ナル者ニハ現俸四分ノ一以內ノ加俸ヲ給スルコトヲ得

附則

本令ハ明治二十四年八月十六日ヨリ施行ス

朕茲ニ警視廳高等官俸給令ノ改正ヲ裁可ス

御名御璽

明治二十四年七月二十四日

勅令第百十八號

警視廳高等官俸給令

第一條　警視廳高等官ノ年俸左ノ如シ

○警視總官　四千圓

○警視巡查本部副長ニ補スル者　千二百圓

○警視本部長ニ補スル者　千八百圓

○警視同第二部長ニ補スル者　千二百圓

○警視參事ニ補スル者　千圓

○警視警務局長ニ補スル者　千五百圓

○警視巡查本部長ニ補スル者　二千二百圓

○警視同第三部長ニ補スル者　千二百圓

○警視廳官房第一部長ニ補スル者　千二百圓

○警視警察署長ニ補スル者　九百圓、八百圓、七百圓

○消防司令長千五百圓

○典獄千圓

○警察醫長　千圓

○第二條　警察署長ニ補スル警視ノ俸給區別ハ內務大臣其警察署ニ就テ之ヲ指定スヘシ

附則

第三條　本令ハ明治二十四年八月十六日ヨリ施行ス

朕茲ニ北海道廳高等官俸給ノ件ヲ裁可ス

御名御璽

明治二十四年七月二十四日

勅令第百十九號

第一條　北海道廳高等官ノ年俸左ノ如シ

○長官　四千圓

○書記官　上給二千二百圓、下給二千圓

○警部長　千八百圓

○財務長　千八百圓

○參事官　千圓

○典獄　八百圓

○郡區長　六百圓

○第二條　內務大臣ニ於テ特ニ指定スル各郡區ノ郡區長ハ年俸八百圓ヲ給ス但其人員ハ七人以內トス

○第三條　書記官ハ上給俸下級俸各一人トス

矯正図書館

# 紀念



内務大臣従二位勲二等
内務品川彌二郎君



正四従長局保警省務内



等四勲位四従官次務内



等三勲位四従監總視警



内務省警保局長従四位
小松原英太郎君



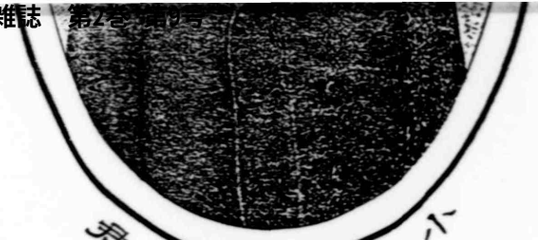
内務次官従四位勲四等
白根専一君



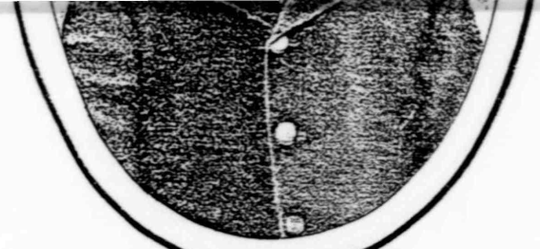
貴族院總務従四位勲三等
安田貫君



内務省警保局主事正七位勲四等



小柏原兵太郎君



白根專一君



園田安賢君



内務省警保局主事正七位勲四等

大浦兼武君


警察監獄學會雜誌

第二巻　第九號　附録

明治廿四年九月廿八日印刷　仝年仝月三十日發行

東京四谷區荒木町廿二番地
警察監獄学会事務所

神田區錦町一丁目一番地
金盛舎印刷所

矯正図書館

（毎月一回若クハ二回發行一部定價金六錢）

## ●謹告

●本誌代金御取纏其他購讀者誘導方追々御配慮相願候諸君ニ對シ乍略義本誌ヲ以テ御禮申述候尚ホ此上本誌ノ普及、及ヒ今日迄御主任未定ノ個所ハ該長官ヨリ特ニ御指定ヲ乞フ歟又ハ購讀者諸君中御申合ノ上御指定被下倍々御贊助相受度右御挨拶旁々特ニ相願候也

追テ本文御主任ニハ毎號本誌ノ代金不申受事ニ内定致候間自今（第三號以下ヲ云）御送金不相成樣致度候

又該長官ニシテ本誌御購讀無之向ヘハ毎號若クハ時々本誌御送付可致候得共決テ御購讀願出候主旨ナラス故ニ假令進呈ノ文字脫漏致居候共代償可申受謂レ無之必竟該署ニ關係スヘキ記事又ハ緊急ノ事件有之場合ニ於テ爲御參考無代償御閱讀願出候義ト御承知置被下度候也

明治二十四年三月

主任　磯村兌貞

諸官衙長官
取纏主任　御中
購讀者

●前號ニ於テ豫告セシ巡査增俸及巡査看守判任官待遇ノ二大勅令ヲ祝スル時ノ内務大臣、同次官、警視總監、警保局長、同主事閣下ノ五肖像ハ本誌ノ附錄トシテ無代價進呈セリ萬一誤テ添付洩ノ向アラハ直ニ通報セラレ度折返シ御送付致スヘシ但豫告ノ如ク延滯金拂込無之諸君ニハ進呈不致御送金ヲ待テ呈上スヘシ又第十號以下本誌ヲ購讀シ五冊分以上ノ前金拂込ノ諸君ニハ無代價同附錄ヲ呈ス

明治廿四年九月廿八日印刷
明治廿四年九月三十日出版

發行人　東京市四谷區荒木町廿二番地　磯村兌貞
印刷人　同市同區同町同番地　近藤劍二郎

印刷所　京橋區弓町廿四番地　耕文社

## 第四版出版廣告

貴族院勅撰議員清浦奎吾君序文
内務省監獄事務顧問故フチン、セーバッハ君序文
内務省参事官監獄評議委員文學士久米金彌君序文
集治監典獄八木秀太郎君跋
小河滋次郎君編著

# 日本監獄法講義

完

洋装美本金字入紙數四百五十二頁定價金壹圓貳拾五錢
非常減價金六拾五錢市外遞送料一部金八錢本

本書ハ本邦監獄則、施行細則及看守以下監獄吏員分掌例ニ據リ逐條泰西監獄學ノ新說及各國ノ監獄法規等ヲ比照參酌シテ條文ノ意義、立法者ノ精神ヲ注疏解釋シタル新著書ナリ著者ハ久シク職ヲ内務省警保局ニ奉シテ多年、治獄ノ實務ニ當リ亦タ監獄官練習所ノ譯官トシテ常ニ内務省ノ獄務顧問タリシ獨逸監獄學士ニ親炙シ益々斯道ノ研修ニ淬勵セラルル故ニ其述作スル所ハ獨リ理論ニ渉ラス亦タ實際ニ迂濶ナラス、或ハ歐米諸大家ノ所見ヲ考證メ或ハ本邦内務省ノ指令通牒若クハ當局者ノ意見等ヲ參酌シテ實例及立論法ノ精神ノアル所ヲ闡明シ、苟クモ本邦治獄ニ關ル要項ハ細大、網羅シテ亦タ餘蘊ナシ、故ニ監獄官練習所及各地方獄務講習所等ニ於テ參考書數科書トシテ最モ適當ナルハ勿論治獄改

世ノ識者タルモノ、須ラク一讀スヘキノ良著書ナリト信ス若シ夫レ議論ノ該博痛快ナル、行文ノ流暢簡明ナル、敘次体裁ノ完整秀美ナルカ如キハ一讀ノ上讀者ノ判定セラルル所ニ任カス

本書ハ明治廿三年十二月初版ヲ發行シ本年八月ニ至リ第三版ヲ刊行セシモ直ニ欠本ヲ告ケ今亦第四版ヲ發行シ且需用者ノ便ヲ圖リ各地方一手販賣買所ヲ設ケ廣ク官民有志諸君ノ貴需ニ應スヘシ

警察監獄學會　出版部

# 罰則禁令

全壹冊

大浦兼武君題高橋定君編

附警務須要　十部以上貳割引
從來世上ニ行ハル、法律規則書ノ類一ニシテ足ラサル概ヲ大卷巨冊ニシテ警官諸君ノ如キ單ニ其罰則ヲ周知セントスルニハ不便不掛仍テ本書ハ現行法律規則中ノ罰則禁令其他警務上關係アルモノヲ一冊子ニ拔集網羅シ且付スルニ警務上必要ナル規則手續ノ類ノ如キ最簡明ニシテ一目ノ下ニ瞭然タラシム豫約ニ依リ今般出版セシモ尚增刷ニ付前記ノ割引ヲ以テ廣ク御需ニ應ス

定價郵稅共三拾錢但五部以上壹割引宅署ヨリ申込ノ分ハ書籍到着ノ上送金其他ハ前金ヲ要ス

發行所　東京牛込區大久保余丁町八十四番地　活法社